

# 新たな市民活動総合支援拠点について

(意見具申)

平成20年9月

横浜市市民活動推進委員会

はじめに	1
1 これまでの検討経過	2
2 新たな市民活動総合支援拠点への機能の集約と再編	2
(1) 今までの積み重ねを活かすための事業の再構築	
(2) 各分野の市民活動や中間組織がつながる場づくり	
(3) 社会的な広がりを生み出す参画の促進	
3 新たな市民活動総合支援拠点の担い手と行政との新たな協働関係の構築	4
(1) 自主的・自立的な市民活動と行政との協働による市民活動支援	
(2) 多様なニーズに対応する提案を実現するための仕組	
(3) 横浜コードにおける協働の原則と協働関係を確認するための協働協定書の活用	
(4) 自主性を高めるための客観的な評価・検証システムの構築	
4 新たな市民活動総合支援拠点と 区版市民活動支援センターとの役割分担と連携強化	6
(1) 市域の支援拠点として新たな市民活動総合支援拠点の担う役割	
ア 広域・専門的視点からの支援と区版市民活動支援センターとの連携の強化	
イ 企業・大学や行政との連携の強化	
ウ 市民活動の集う市民活動共同オフィスの創造的展開	
エ 専門的人材・市民活動の担い手の育成	
(2) 区域の支援拠点として区版市民活動支援センターの担う役割	
ア 地域に密着した支援	
イ 地縁組織などとの関係づくり	
資料	9

## はじめに

今年、平成10年の特定非営利活動促進法施行から10年という節目の年にあたります。平成20年4月には、特定非営利活動法人が1,100団体を超えるなど、横浜市における市民活動を取り巻く環境も大きく変わりました。市民活動推進委員会では、第1期（平成12年8月～平成14年8月）において「横浜市における市民活動に対する助成のあり方」について市長の諮問に応じて答申し、第2期（平成14年10月～平成16年9月）においては「横浜市における今後の協働のあり方について」、第3期（平成16年10月～平成18年9月）においては「中間組織に対する行政の支援のあり方について」、それぞれ意見具申を行ってきたところです。

私たち第4期の委員会では、市民活動支援センター事業（平成12年度事業開始）、市民活動共同オフィス事業（平成14年度事業開始）、横浜ライセンス市民活動推奨カード事業（平成17年度事業開始）を中心に市民活動支援事業のあり方について広く議論を行いました。ここに「新たな市民活動総合支援拠点」について意見を取りまとめましたので、具申いたします。横浜市の市民活動及び未来の市民活動の担い手のために、本意見具申が活かされれば幸いです。

平成20年9月

横浜市市民活動推進委員会  
委員長 吉村 恭二

## 1 これまでの検討経過

横浜市では、様々な市民活動支援事業を実施していますが、市民活動支援センター事業は平成17年から3～5年、市民活動共同オフィス事業は平成17年から3年での事業見直しが規定されているなど、見直しを行う時期に来ています。それぞれの事業は、その方向性や事業対象などに共通点が見られるなど、相互に関連しており、これらの事業について個々に見直すのではなく、市民活動支援事業全体の視点からの検討が重要になります。

平成19年に設置された横浜市市民活動支援事業検討委員会では、市民活動支援センター事業、市民活動共同オフィス事業、横浜ライセンス市民活動推奨カード事業について、これまでの成果やこれからのあり方を検討し、「新たな市民活動総合支援拠点について(骨子)」にまとめました。本委員会では、「新たな市民活動総合支援拠点について(骨子)」を受けて、市民活動支援事業のあり方から、「新たな市民活動総合支援拠点」が担うべき機能や役割について、議論を行いました。

## 2 新たな市民活動総合支援拠点への機能の集約と再編

### (1) 今までの積み重ねを活かすための事業の再構築

市民活動(※注)には、福祉、環境、まちづくり、国際交流など様々な活動があり、若者や定年退職後の方々など多くの世代の参画を得て、ボランティアグループや特定非営利活動法人など様々な主体により、幅広く取り組まれています。

横浜市では、市民活動支援センター事業、市民活動共同オフィス事業、横浜ライセンス市民活動推奨カード事業などの事業を実施し、市民活動とともに市民活動支援に取り組んできました。試行錯誤のうえ積み重ねてきた様々な成果や知見を発展させ、個々に行われてきた事業を「新たな市民活動総合支援拠点」に再構築し、より効果的な市民活動支援の実現が求められます。

※注 横浜市市民活動推進条例では、市民活動を次のとおり定義しています。

「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

## （2）各分野の市民活動や中間組織がつながる場づくり

市民活動が地域や活動分野を越えて知り合うことで、それぞれの強みを活かし互いに補い合う市民活動同士の協働関係が構築され、単体では困難であった活動も期待できるようになります。

そのため「新たな市民活動総合支援拠点」は、多くの分野の市民活動がつながる場として、市民活動のネットワーク化や情報や人材の流通を促進していくことが求められます。さらに、市民活動への支援を行う中間組織のネットワーク化を図ることで、それぞれが得意とする分野で市民活動が市民活動を支援する仕組の構築も必要と考えられます。

## （3）社会的な広がりを生み出す参画の促進

市民活動が活性化するには、企業や大学などの様々な主体が様々な方法で実際の活動や市民活動支援に関わり、社会的に市民活動の広がりを生み出すことが重要です。また、若い世代をはじめとする市民活動の新たな担い手の発掘や育成も求められます。こうした取組を推進するために、活動内容などを分かりやすく発信したり、様々な主体や世代が関わりあいながら、ヒト、モノ、カネなどの資源が結びついていくための場を設定したりするなどして、様々な主体の参画を促すことが必要です。

### 3 新たな市民活動総合支援拠点の担い手と行政との新たな協働関係の構築

#### (1) 自主的・自立的な市民活動と行政との協働による市民活動支援

自らの課題に自らが取り組む自主性・自立性確保の観点から、市民活動相互の信頼関係を築き、自発的な取組が展開されることが望まれます。しかしながら、市民活動の活動基盤にはまだ十分ではない面や、市民活動だけでは解決できない課題もあることなどから、現段階においては行政による市民活動支援も求められます。

「新たな市民活動総合支援拠点」においても、事業の担い手と行政との適切な協働関係のもとに、市民活動支援を展開することが求められます。

#### (2) 多様なニーズに対応する提案を実現するための仕組み

市民活動にはその活動分野や発展段階により様々なニーズがあります。多種多様なニーズにきめ細かく対応していくには、行政側からの画一的なサービスの提供だけではなく、利用者と事業の担い手などとの双方向のコミュニケーションを深め、ニーズや社会環境の変化をよく捉えた事業を実施することが求められます。

そのためには、事業の担い手からの提案を実現するための仕組みとして、委託や補助の特性を活かし双方を組み合わせた契約形態を構築するなど様々な工夫により、事業の担い手の主体性を活かした自主事業の弾力的な運用を可能とすることが求められます。一方、事業の担い手においては、事業の自主性を担保するため、自主財源獲得の努力が求められます。

#### (3) 横浜コードにおける協働の原則と協働関係を確認するための協働協定書の活用

市民活動と行政が協働するにあたっての原則や、市民活動と行政が具体的に協働を進める上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をする際の必要要件については「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」(※注)に記載があります。ここで改めて確認をしておきます。

また、協働の原則などを担保するためには、委託契約書などと合わせて、双方協議のうえ協働協定書を締結し、事業目的、役割分担、事業実施期間などを確認することが有効です。

#### ○協働の原則

市民活動と行政が協働するにあたっては、次の6つの原則を尊重して進める。

- (1) 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- (2) 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- (3) 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）
- (4) 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）
- (5) 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- (6) 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

#### ○公金の支出や公の財産の使用における必要要件

市民活動と行政とが具体的に協働をすすめる上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をするときには、その適正さを担保するために、以下の3要件を満たすことを必要とする。

- (1) 社会的公共性があること
- (2) 公費濫用を防止すること
- (3) 情報を公開すること

横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）（平成11年3月 横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提言）から抜粋

## （4）自主性を高めるための客観的な評価・検証システムの構築

「新たな市民活動総合支援拠点」の担い手を選考するにあたっては、企画提案を評価するプロポーザル方式などの制度を活用することが望まれます。その際、選考の公正性・透明性を確保するために、第三者機関による選考及びそのプロセスと結果の公開が求められます。

事業実施過程及びその成果についても、担い手と行政の双方で情報を公開し、説明責任を果たすことが求められます。さらに、第三者機関が、検証を実施し結果を公開するとともに、事業の発展や改善を促すことで、事業の自主性と信頼性を高めていくことが求められます。

#### 4 新たな市民活動総合支援拠点と区版市民活動支援センターとの役割分担と連携強化

##### (1) 市域の支援拠点として新たな市民活動総合支援拠点の担う役割

###### ア 広域・専門的視点からの支援と区版市民活動支援センターとの連携の強化

横浜市では、平成16年度から区版市民活動支援センター事業を各区に展開し、平成20年度に全18区で事業が実施される運びとなっています。「新たな市民活動総合支援拠点」は市域の支援拠点として、区域の支援拠点である区版市民活動支援センターと役割分担のうえ連携し、様々なノウハウや情報を共有するネットワークの要となり、区版市民活動支援センターが抱える課題の解決を支援したり、助成金情報などを集約し市民活動とのマッチングを図ることで市民活動の資金的課題解決を支援したりするなど、広域・専門的な視点からの市民活動支援を行うことが求められます。

###### イ 企業・大学や行政との連携の強化

例えば、企業は活動への助成など経営資源を活かした社会貢献活動を行っており、従業員も積極的にボラティア活動を行っています。大学は、専門的な知見や活動の担い手となる学生など、多くの資源を有しています。市民活動団体が、こうした企業や大学など様々な主体と関わり、それぞれが持つ資源を持ち寄って、課題の解決やサービスの提供に取り組むことは重要なことです。様々な主体と関係を築いていくそのプロセス自体にも市民活動を成長させる大きな意味があります。

市民活動支援センターでは、既に企業や大学との連携に取り組んでおり、一定の成

果を挙げてきていますが「新たな市民活動総合支援拠点」では、こうした取組をより一層強化していくことが必要です。また、こうした活動のネットワークに行政も関わることで、広報による支援や信用保証、行政職員の能力開発が期待されます。

## ウ 市民活動の集う市民活動共同オフィスの創造的展開

市民活動共同オフィスでは、市民活動に事務所機能を提供してきました。「新たな市民活動総合支援拠点」では、市民活動共同オフィス機能の拡充などにより、事務所機能の提供に留まらず、事業の担い手だけでなく入居団体が専門性を発揮して広く市民活動を支援し、中間組織など市民活動が互いに支援しあう関係性を構築することが期待されます。

こうした場合は、誰もが自由に気軽に出入りし、様々な活動と出会うことができることが必要です。また、区版市民活動支援センターなどとの連携を図りながら、身近な地域への広がりを考えることも必要です。

## エ 専門的人材・市民活動の担い手の育成

多くの市民活動は少ないスタッフで活動しており、市民活動を担う専門的人材の育成は大きな課題となっています。「新たな市民活動総合支援拠点」は市域の支援拠点として、企業や大学との連携も視野に、市民活動を担う専門的人材の育成に力点を置くことが求められます。

また、相互理解や能力開発を促し、それぞれが持つ専門的知識やノウハウなどを交換するために、「新たな市民活動総合支援拠点」と企業、大学や行政等との人事交流についても検討されるべきです。あわせて、区版市民活動支援センター職員や行政職員の研修を行い、市民活動に対する意識やコーディネートスキルなどを向上させることが重要となります。

## (2) 区域の支援拠点として区版市民活動支援センターの担う役割

### ア 地域に密着した支援

平成20年度中に、18区で区版市民活動支援センター事業が開始されますが、共通に持つべき機能など全市的に水準を合わせていくなかで、各区の個性を活かしていく必要があります。そうした中で、区版市民活動支援センターは、地域の市民や市民活動への支援など、地域に密着したきめ細かい支援を行っていくことが求められます。

地域には、地区センター、コミュニティハウスや地域ケアプラザなど、行政が設置する多くの施設があり、活動の場の提供や市民活動支援事業を実施していることから、区版市民活動支援センターとこうした区内施設との連携強化を図るとともに、必要な機能を整理していく必要があります。

### イ 地縁組織などとの関係づくり

自治会・町内会を中心とした地縁組織は、地域において様々な問題に対処するなど大きな役割を果たしています。「新たな市民活動総合支援拠点」と区版市民活動支援センターの連携のもと、こうした地縁組織と市民活動との情報交換や交流を促すとともに、協働して課題解決に取り組むことが求められます。

地域では、空き家や空き店舗などを活用し民間が設置する市民活動拠点も増えてきています。区版市民活動支援センターは、行政により設置された拠点だけではなく、民間の市民活動拠点との連携も進め、区域の市民活動拠点のネットワークの中心としての役割を果たしていくことが重要です。

# 《資料編》

○ 関係委員会名簿	
・ 横浜市市民活動推進委員会委員名簿	1 1
・ 横浜市市民活動支援事業検討委員会委員名簿	1 2
○ 市民活動支援事業に関する検討経過（意見具申までの流れ）	1 3
○ 新たな市民活動総合支援拠点について（骨子）	1 4
（平成19年12月 横浜市市民活動支援事業検討委員会）	
○ 新たな市民活動総合支援拠点に関する意見交換会での市民意見	
・ 第1回での市民意見	1 5
・ 第2回での市民意見	2 3
○ 新たな市民活動総合支援拠点に関するアンケート結果について	2 6
○ 市民活動支援に関するヒアリングシート	
・ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	2 7
（横浜市市民活動共同オフィス管理運営団体）	
・ 横浜市市民活動支援センター運営委員会	3 2
（横浜市市民活動支援センター事業実施団体）	
・ 横浜市民活動推奨協議会	3 5
（横浜ライセンス市民活動推奨カード事業実施団体）	
○ 関係条例等	
・ 横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）	3 6
・ 横浜市市民活動推進条例	4 0
・ 中間組織に対する行政の支援のあり方について（意見具申）概要	4 3
（平成18年9月横浜市市民活動推進委員会）	
○ その他	
・ 横浜市内NPO法人認証数等の推移	4 4
・ <補足>新たな支援拠点への機能の集約と再編	4 5

# 《資料編》

○ 関係委員会名簿	
・ 横浜市市民活動推進委員会委員名簿	1 1
・ 横浜市市民活動支援事業検討委員会委員名簿	1 2
○ 市民活動支援事業に関する検討経過（意見具申までの流れ）	1 3
○ 新たな市民活動総合支援拠点について（骨子）	1 4
（平成19年12月 横浜市市民活動支援事業検討委員会）	
○ 新たな市民活動総合支援拠点に関する意見交換会での市民意見	
・ 第1回での市民意見	1 5
・ 第2回での市民意見	2 3
○ 新たな市民活動総合支援拠点に関するアンケート結果について	2 6
○ 市民活動支援に関するヒアリングシート	
・ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	2 7
（横浜市市民活動共同オフィス管理運営団体）	
・ 横浜市市民活動支援センター運営委員会	3 2
（横浜市市民活動支援センター事業実施団体）	
・ 横浜市民活動推奨協議会	3 5
（横浜ライセンス市民活動推奨カード事業実施団体）	
○ 関係条例等	
・ 横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）	3 6
・ 横浜市市民活動推進条例	4 0
・ 中間組織に対する行政の支援のあり方について（意見具申）概要	4 3
（平成18年9月横浜市市民活動推進委員会）	
○ その他	
・ 横浜市内NPO法人認証数等の推移	4 4
・ <補足>新たな支援拠点への機能の集約と再編	4 5

横浜市市民活動推進委員会委員名簿（第4期）

（委員長を除き五十音順、敬称略）

氏名	所属等
委員長 吉村 恭二 （よしむら きょうじ）	社団法人 神奈川県青少年協会 理事長
岡本 みどり （おかもと みどり）	大塚歳勝土遺跡公園都筑民家園管理運営委員会 事務局長
佐土原 聡 （さどはら さとる）	横浜国立大学大学院 教授
鈴木 やよい （すずき やよい）	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事
中村 雅子 （なかむら まさこ）	武蔵工業大学環境情報学部 准教授
濱田 静江 （はまだ しずえ）	社会福祉法人 たすけあいゆい 理事長
矢島 明 （やじま あきら）	株式会社 ファンケル 執行役員社長室長兼秘書 部長兼広報部長
山根 誠 （やまね まこと）	特定非営利活動法人 親がめ 理事長

任期：平成18年10月1日～平成20年9月30日

横浜市市民活動支援事業検討委員会委員名簿

(委員長を除き五十音順、敬称略)

氏名	所属等	備考
委員長 吉村 恭二 (よしむら きょうじ)	横浜市市民活動推進委員会	社団法人 神奈川県青少年協会 理事長
名和田 是彦 (なわた よしひこ)	横浜市市民活動推進ファンド 審査委員会	法政大学法学部 教授
平岩 千代子 (ひらいわ ちよこ)	横浜市市民活動支援センター 運営評議会	ソーシャルプロジェクト・コン サルタント&コーディネータ ー
山岸 紀美江 (やまぎし きみえ)	横浜市民活動推奨協議会	特定非営利活動法人 I Love つづき 理事長
山根 誠 (やまね まこと)	横浜市市民活動共同オフィス 事業推進委員会	特定非営利活動法人 親がめ 理事長

任期：平成19年8月1日～平成20年9月30日

## 市民活動支援事業に関する検討経過（意見具申までの流れ）

- 平成 19 年
- 8 月 横浜市市民活動支援事業検討委員会（第 1 回）  
（市民活動支援事業の評価及び検証について）  
（市民活動支援事業の今後の方向性について）
  - 9 月 第 4 回 第 4 期横浜市市民活動推進委員会  
（横浜市市民活動支援事業検討委員会の検討状況報告）
  - 10 月 横浜市市民活動支援事業検討委員会（第 2 回）  
（事業実施者のヒアリングについて）  
（市民活動支援事業の評価及び検証・将来展望について）
  - 11 月 横浜市市民活動支援事業検討委員会（第 3 回）  
（市民活動総合支援機能に向けた、20 年度事業の進め方について）  
（横浜市における協働推進課の市民活動支援事業について）
  - 12 月 横浜市市民活動支援事業検討委員会（第 4 回）  
（平成 21 年度以降の市民活動支援事業の方向性について）
  - 12 月 横浜市市民活動支援事業検討委員会から提言提出  
（新たな市民活動総合支援拠点について（骨子））
- 平成 20 年
- 2 月 第 5 回 第 4 期横浜市市民活動推進委員会  
（横浜市市民活動支援事業検討委員会の検討結果について）
  - 4 月 第 6 回 第 4 期横浜市市民活動推進委員会  
（市民活動総合支援拠点について（骨子を踏まえて））
  - 7 月 新たな市民活動総合支援拠点に関する意見交換会（第 1 回）  
（7 月 9 日・7 月 11 日 実施 計 87 名参加）
  - 7 月 新たな市民活動総合支援拠点に関するアンケート  
（7 月 9 日～8 月 20 日 実施 計 4 件回答）
  - 7 月 第 7 回 第 4 期横浜市市民活動推進委員会  
（市民活動総合支援拠点について（市民意見を踏まえて））
  - 8 月 市民活動支援に関するヒアリング  
（対象：市内で市民活動支援事業を行っている団体 計 3 団体実施）
  - 8 月 新たな市民活動総合支援拠点に関する意見交換会（第 2 回）  
（8 月 20 日 実施 計 45 名参加）
  - 9 月 第 8 回 第 4 期横浜市市民活動推進委員会  
（市民活動総合支援拠点について（意見具申））
  - 9 月 新たな市民活動総合支援拠点について（意見具申）

# 新たな市民活動総合支援拠点について（骨子）

平成 19 年 12 月

横浜市市民活動支援事業検討委員会

横浜市市民活動支援事業検討委員会では、平成 19 年 8 月に設置されてから、市民活力推進局の市民活動支援事業の今後の方向性について検討してきました。この骨子は、今後市民による意見交換の機会において、議論の土台となるものです。

本委員会は、この骨子と市民意見を踏まえて、平成 21 年度以降の事業の実施方針が定められるよう提言します。

## 1 趣旨

- 従来、行政または行政と市民の協働によって行ってきた市民活動支援から、市民みずからが主体的に市民活動を支援・活性化できる支援事業への実現を目指す。

## 2 支援拠点の概要

- 支援拠点は、自律的に事業を企画立案の上実施し、多様な市民活動団体の課題解決を支援することで、市民活動の活性化を図る。
- 新たな支援拠点は、市民主体による管理運営とする。
- 実施主体は、専門性・公益性を持った中間組織の活用を図る。

## 3 行政の役割

- 行政は、実施主体が行う公益的な市民活動支援事業について、助成する。
- 行政は、支援拠点の自立化を促進するため、実施主体に対し一定の事業期間（例えば 5 年間）の確保に努め、検証・見直しを行う。
- 行政は、市民を中心とした第三者により構成される評価機関を設置する。

## 4 今後の進め方

- 支援拠点に求められる機能・役割等について、市民による意見交換の機会を設ける。
- 実施主体の選定は、事業に対するアイデア・創造性を評価軸とした公募により行う。



行政が中心となるべき	<p>■本来、市民活動は市民が行うもので、行政が絡むのは色々問題がある。一方で、日本の場合、まだ市民活動を行いやすい環境が整備されていないので、行政は活動しやすい環境を整えていくべき。</p> <p>■行政の役割が無くなることは無いと思う。最終的には市民中心となるべきだが、市民に安く委託して、行政が手を引くということではできないのではないかと。行政に指図はされたくないが、ゆるやかな形で連携してやってもらいたい。</p> <p>●市民活動の担い手は市民がすべきですが、まだまだ。せっかく横浜市が市民活動に理解があって、支援してきた役割はすばらしいが、もうすこし分かりやすく市民に軟着陸させないと…、今までの苦勞がムダにならないように。</p> <p>●市民の自立性とネットワーク化を目指すのはいいが、中間組織の力をかりるにしても、あらゆる場合に対応できる組織は少ないと思うので、さらに中間組織を推薦したり統括する主体が必要になってしまう。それが行政だったのでは？</p> <p>●行政の責任のがれをしようとしている感じがする。行政が担う役割は大きいのに、行政が実際に介入する部分がまちがっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 行政が中心となるべきと考えるが、行政の中に市民活動のメンバーが加わる形が良いと思う。市民だけでやっても不可能なことがある。行政が市民を受け入れていく姿勢が大切だ。</p>
協働について	<p><input type="checkbox"/> 都筑区民活動センター（区版市民活動支援センター、生涯学習支援センターとの統合型）の運営は直営でやるべきであるという持論をもっている。</p> <p>●市版市民活動センターは最小2年間は市委託のセンターであるべき。区版をリードするには、市のバックアップが必要。NPOでは影響力なし。</p> <p><input type="checkbox"/> 設問が非常に微妙であり、回答は団体の活動によって異なる。横浜市の協働事業は行政と市民が一緒に行うものと言っても、実態は行政か市民かどちらかに中心が偏っていて、本当に協力して行われているものは少ない。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法の理念では、市民活動は社会のためにあるはずで、その意味では市民も行政も違いは無い。しかし、協働の理念が曖昧なので、市民活動団体に格差が生まれてしまっている。団体のエゴも出てきており、それらの問題が解消されない限り市民活動にも限界がある。縦割り行政に、市民活動団体が右往左往させられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 「協働」から「市民主体」へという大きな流れは分かるが、基本は「協働」と「新しい公共」であることは、個別の事業の中で忘れないでほしい。</p> <p><input type="checkbox"/> 行政の考える協働とは何でしょうか。お金を助成して報告書を提出させて、行政は何をするのですか。中に入って市民の声を聞くことを大事にしたいのですか。それともそれは考えていない？熱を持って一緒に活動しますか。協働を1年したらそれで終わりになりますか。協働するほどのこと継続は必要ないですか。</p>

<p>その他のご意見</p>	<p>□力のある市民活動団体ばかりが行政から助成を受けているような印象を受けている。ある程度の力を持っている団体に対する支援は必要ないのかも知れない。これからの団体に支援が行き届いていないのではないか。これから育っていく団体に対してこそ、肌理細やかな支援が必要だ。</p> <p>□新たな市民活動総合支援拠点になると、何がどのように変わっていくのか、分かりにくい。</p> <p>□行政が中心、市民が中心と言っても、個人によってイメージが違うと思う。私たちが考えている望ましい運営について、今のこの部分をどう変えて行きたいかなど意見交換してはどうか。今の運営を参加者はどの程度理解しているか。</p> <p>○市民活動支援事業検討委員会に「市民活動」の「市民」は多種多様である。個人、生涯学習等のサークル団体、NPO、自治会・町内会、社協といった目的の違った組織を一体的に見ているのではないか？明確に整理して頂きたい。</p> <p>○中間組織とは具体的にどんなイメージなのか分からない。例えば「NPO」とか「NPO以外」とか…。でないと話が脱線してしまって迷惑するので議事進行をもっとしっかりやってもらいたい。</p> <p>○どういう社会にしたいですか。人と人との関係が温かくないとね。発想の原点、福祉の原点を考えてくださいますか？</p> <p>○あまり「市民活動総合支援拠点」とはりきらずに、行政の事業すべて、市民の活動すべてに、本来目的・本来ミッションである「いいらし・いいまちづくり」の事業活動がある。これらのコーディネートが大切である。</p> <p>●現在の運営方針を改善しようとなったプロセスがわからない中で意見交換は、物事の核心にせまれないはがゆさを感じました。なぜこの骨子の通りされていると思う現在の形のどの部分をどう変えるのですか？</p> <p>●ゆめファンドを市民の手に。ファンドなくして自立的市民活動ありえない。</p> <p>●センター利用者としては、現況の反省点について、意見交換することをしてから良い点の継続（案）悪い点の改善（案）をさせて頂きたかったです。利用者の意見を反映させると何度も言われましたが本当に反映していると思いますか？</p>
----------------	--



<p>その他のご意見</p>	<p>□設問の趣旨がよく分からない。中間組織の財政は誰が支えるのか。</p> <p>□検討の対象となっている事業の成果と課題を共有することが必要ではないか。</p> <p>○今回の「新たな市民活動総合支援拠点構想」は7月9日の説明会で聞く限り、市民から盛り上がった構想というより行政が民間に丸投げする臭いを感じる。きちんとミッションを説明すべきだ。</p> <p>■これまでの経過や現状を参加者が理解したうえで議論するなら良いが、結論が出ていることに、アリバイづくりのために意見を聞いているのか。市民意見を聞く気があるなら、議論の材料はもっときちんと出すべき。</p> <p>●「既存」の中間組織というとき「既存」ということばがどこをさすのか。どのような条件を満たす必要があるのかが、具体的にみえない中では中間組織が担うべきかわからない。</p> <p>●新事業に新たな市民活動総合支援拠点になってときに生涯学習支援センターの個人の学習の自己実現の部分が埋もれてしまうのが心配しています。</p>
----------------	--

質 問	ご 意 見
<p><b>3 新たな支援事業は、「市域」の支援拠点として、区の支援拠点と連携する役割を担うべきと思いますか</b></p> <p>区の支援拠点と連携する役割を担うべき</p> <p>区版市民活動支援センターについて</p>	<p>□港南区民活動支援センターの検討に関わっている。区政推進課が旗を振り、地域振興課が受け皿となっているが、当初は弱かった連携が次第に進み、現在は福祉保健センターも巻き込んで議論をしている。まだ区には十分なノウハウが蓄積されていないことが多いので、市が区と連携してサポートしていく機能が必要だと感じた。</p> <p>□都筑区民活動センターは区役所の直営で運営されているが、様々な団体が集まり、参加して創り上げ、協働型で盛り上げている。様々な活動がある中、区域で収まらないものもあるが、隣接区はもちろん市や県とも連携し、刺激を受けながら活動したい。</p> <p>□いくつかの区で活動しているが、区によって対応が異なり温度差を感じている。市と区が連携することで、温度差がなくなることを期待している。</p> <p>□活動を通じて、市民に情報を伝える機能として図書館機能が重要だと分かった。人の情報は市民活動支援センターが詳しいが、文献等の調査は図書館のリファレンスに助けてもらっている。図書館との連携も追加してほしい。</p> <p>○市民活動支援という点では図書館の他に分野別支援（福祉、多文化etc）地区センター、コミュニティーハウス等も拠点になっている。それらとの連携が鍵。</p> <p>■市民活動は、行政区など行政が作った範囲に収まるものではない。市域のセンターには区版市民活動支援センターとの連携や、ボランティアセンターなどある分野に特化した支援拠点と連携を要望したい。</p> <p>■各区が特色を出すのは良いが、基本を押さえた上でないと、横浜市の市民活動支援がバラバラになってしまう。市版市民活動支援センターがその押さえをやってもらいたい。</p> <p>●区版と市版の連携は少なくとも情報共有、意識レベルの共有などを図られていない現状はどうにかしてほしい。</p> <p>●区版と市版が連携をとって区版に必要な支援をしていくことは大事だと思います。それぞれ区によって異なった性格にもなるのかと思いますが。保障されるものもほしいです。</p> <p>○区版の市民活動支援センター事業の更なる活性化が大きな課題である。</p> <p>■区版市民活動支援センターのソフト面がバランスを欠いている現状なので、市版が何をすべきかという議論にはならない。みんなバラバラにやっている中で、区版市民活動支援センターの最低限の機能が分からないと、連携しても意味が無い。そこをまず整理すべき。</p>

<p>行政運営について</p>	<p>■かつては、生涯学習支援センターで教育委員会の所管だったものが、区版市民活動支援センターになって市民活力推進局も絡み、生涯学習から幅が広がった。</p> <p>■区版市民活動支援センターの名称は、区によって違う。区版市民活動支援センターには、市民活動を推奨しようとする市の想いを感じる。しかし、各区には「市民活動」という言葉を使って欲しかった。</p> <p>●戸塚区の場合は東戸塚にプラザはあるが、戸塚区の中心にある戸塚駅付近に活動支援センターがないのは大変不便である。</p> <p><input type="checkbox"/>行政の縦割りの中では、いくら足掻いても無駄なことが多い。</p> <p><input type="checkbox"/>市と区の連携が必要だと、区で声を出しても市まで届かない。提案しても行政は逃げ腰で、心意気が感じられない。行政には、憂いを持って足掻いている市民の思いを受け止める気概を持って欲しい。</p> <p>■どこの区も抱えている課題は多いが、解決したという話を聞いたことが無い。提案しても、何の回答も返ってこない。</p> <p>■区版市民活動支援センターを立ち上げた職員がいる間はいいが、担当者が異動すると、事業の方向性が変わってくることが多い。生涯学習との複合化も、うまくいかない所があると聞いている。</p> <p>■市と区の関係が区によって違い、バラつきがあるように感じる。話の内容によって、区の中の所管が変わっていくことにも戸惑う。市の方針と区の対応も繋がっているのだろうが、区に伝わっていくのに時間的ズレがある。色々な面で戸惑うことが多く、慣れるまで大変。</p> <p>●協働推進課など多くの部署で「市民活動」を担当しています。庁内で横串を通して市民に対しては窓口をまとめてください。</p>
<p>その他のご意見</p>	<p><input type="checkbox"/>意見交換会全体を通じて、区政や市政に関連する意見が多かったように感じた。議論に適した場を用意すべき。</p> <p><input type="checkbox"/>これまで事業を行ってきた中で問題点や課題があるから変えるのだろうと思うが、その検討過程を知らないの、何を求められているのかよく分からない。前から議論に加わっている、一部の専門の方にしか分からないのではないかな。</p> <p>○一人あたりの発言時間を限定すべき。非常識は通用させないように。余計な話は不要。</p> <p>○支援事業に対する助成には市と区、社協、民間等があるが、1つから助成を受けると他は全て駄目という制度を改めてほしい。</p> <p>○福祉に連携は当たり前。新たな事業は連携すべきとは？担うべきとは？市民の自発性はどうかとらえていますか。</p>

■何を求めている市民活動支援なのか、市民活動支援センターをどうしたいということを見せて、意見を聞いたらどうか。

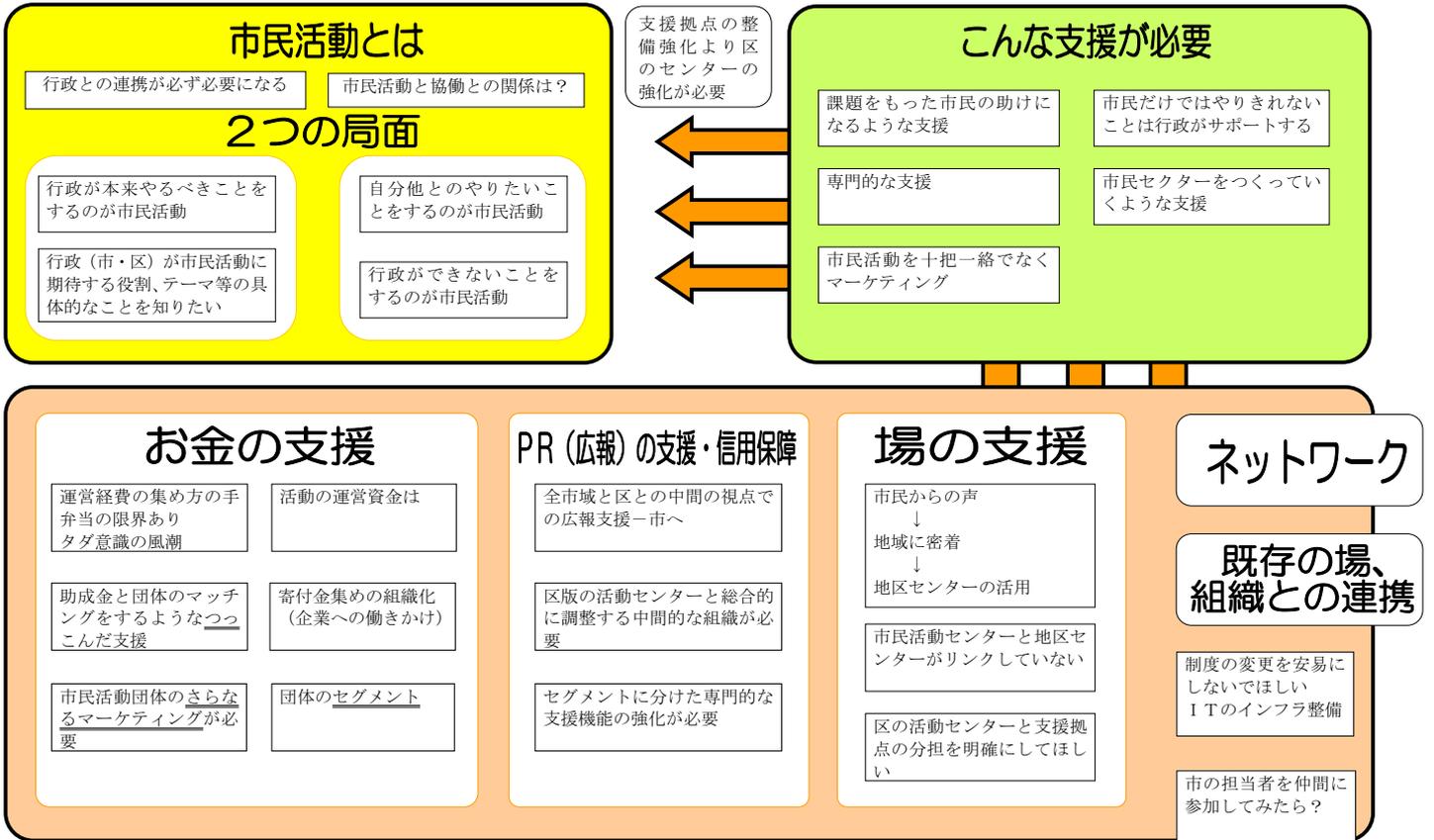
●私どもはまさしくネットワーク市民生活（障害者）支援団体です。事務所もなければ何もない状態で研修室をお借りすることが出来ていることのみで本日参加致しました。話していることもよく理解できませんので、ただただ聞くのみです。オフィスを借りるお金ありません。出来ればオフィスの無料貸与、研修室・会議室の借用が出来ればと考えています。現実には障害者ネットワーク障害者市民生活支援事業を今後も続けていこうと思っています。

# 新たな市民活動総合支援拠点に関する意見交換会での市民意見（第2回）

平成20年8月20日（水）14時00分～16時00分 参加者24名  
18時30分～20時30分 参加者21名

(14:00～) 第1班

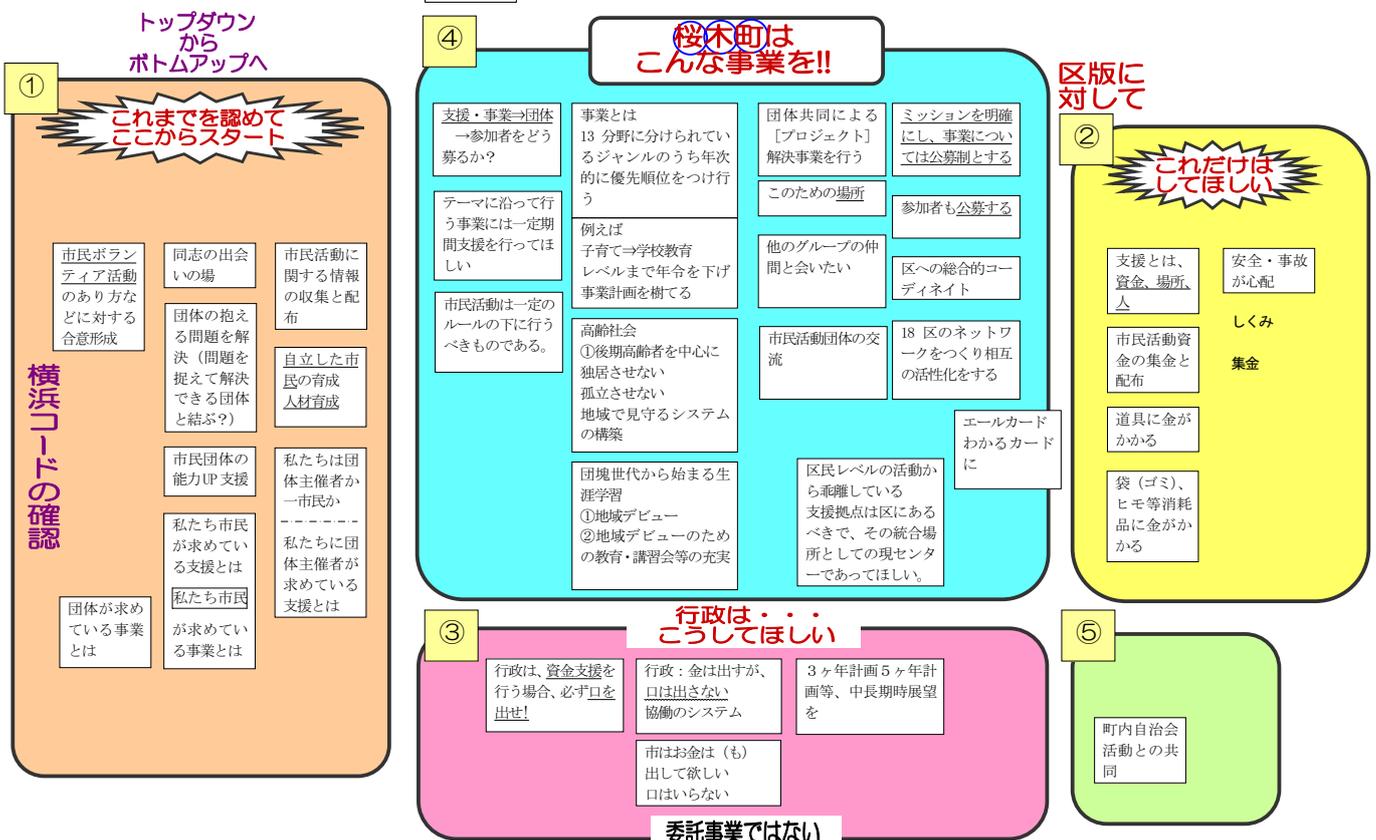
※各回ともグループに分かれてワークショップを行い、意見を模造紙にまとめ、発表を行いました。



よこはま⇒らしい

## オープンな市民参画体制

(14:00～) 第2班



### センターが持つべき機能

NPO・市民活動の自立支援の施策を統合するべき

政策提案機能  
企業・学校関係へのボランティア入門講座

団体への研修会（経理・運営・組織等）  
**無料です！**

市版センター（中央）は  
①異なるセクターの連携  
②協働及びこれからの市民社会のあり方  
③NPO法人の自立など大きなテーマをとりくむ

新しいセンターのスタッフは窓口で専門的な解決をするというより、適切な機関へつなぐ役割が重要だろう

### 運営のアイデア

中間組織の活用は専門的な団体というよりネットワークや交流の意識を強く持つ団体も中間組織として重要

市版センターは、民間の中間組織のネットワークと力を活用すべき

運営主体は、市民や市民活動団体の力を引き出せるようなコーディネートが必要

市版センターの運営は開かれた形で多様な活動団体やNPOが運営にかかわれるようにするべき

新たな支援センター拠点の形態  
（市民が主体となるべきであるが、行政が何らかの関わりを持つ）

どこの運営を担うことになっても運営主体だけが頑張るのではなく、いろんな団体が運営に関わる方がよい

### 区版センターとの関わり

現状の体制のまま考えず  
区版センター職員の体制を見直し、現場や研修に足を運べるようにする

区域内にある諸施設、区社協、ケアプラザ、地区センターなどの支援機関職員は情報を共有すべき

市版センター（中央）と各区版センターの役割分担と連携を考えるべき  
センター機能を発揮する

スタッフの支援のスタンス

18区の統括の元で区版があるべき

区版センターの運営について  
（各区の利用基準を統一する  
運用については各区の特徴を出す）

### 共同事務所はイイぞ！

共同オフィスについて  
入居団体数の問題  
スペース // 増やす・広げる

団体が育ち合う  
目に見える!!

共同型事務所は団体同士が育ちあうために有効だから市内に数か所ほしい

共同事務所は入居する団体のネットワークを活かせるのでよいと思う

共同オフィスは小グループにも提供を（大NPOだけでなく中小にも）

活動場所の確保

団体間の交流が欲しい。交流によりコラボができる団体と活動がしていきける

活動を望む人材もあり、活動して欲しいと望んでいる人達もいるがパイプがない

新しい団体さんにとって特に重要!!

そもそも市民活動って!?  
もっと市民にわかる・視えるように!!!

（オープンに）開けた市民活動支援センターを目指す。  
（団体の活動内容を団体同士・一般市民が目に見える形を）

一般市民への広報（市民活動とは…）  
（市民活動の実態…）

### 評価の仕組みづくり

評価の仕組みを独立してつくるべき  
現在のようなものではなく

評価は事業終了時だけでなく、事業途中にも実施し、見直し・改善を図る

### 行政職員も学び

行政は、補助や助成であっても協働体制を維持し、行政職員の学びの場となるようにする

コンペや事業実施の仕様書はゆるくつくること  
ア イ へ

ア なぜなら事業開始後のニーズの変化に柔軟に対応するため

イ なぜならコンペや企画の提案内容の自由度を増すため

### 企業との連携を改めて考えたい

企業との連携はイベント的に終わらせず、ニーズをじっくりと掘り起こす取組みが1~2年かけて必要だろう

企業と団体とのつながりを仲介

現ビルのままサービスを行おうとすると行政財産のため、物品の販売が行えない

### 支援って何？

活動支援というけれど、資金もだれが負担するのか  
事業主体との関係

支援  
行政の役割を果すべき  
どのような関係にしていくのか、フラットに議論を

行政と住民の協働  
フラットな関係  
信頼関係ができていくか

情報  
協働するためには行政情報をすべてオープンに

地域  
参加の仕組みをつくっていない  
従来型組織のあり方をどうかえていくか

情報の共有  
市民と同じ目線で行政の情報が流れていない問題

「支援」する行政が現場をわかっていない

行政の意識改革

行政の意識改革  
住民とつながっていない職員  
↓  
つながろうとしている人を阻んでいる制度

事業の主体はだれなのか  
下請けにしない  
どうも行政は安価の下請けと考えている？

行政が「市民を支援する」と言った時、フラットな関係か

下請けになっていない？

### 協働のあり方

話し相手（ソフトウェア）  
問題把握（本当の）解決に向けての方法を見つける  
問題解決実行トレース（PDCサイクル）

運営（ハードウェア）  
場の提供  
①講演会室/レクチャー（普及）  
②会議室  
③事務（オフィス/ミーティング/ロッカー）  
④交流

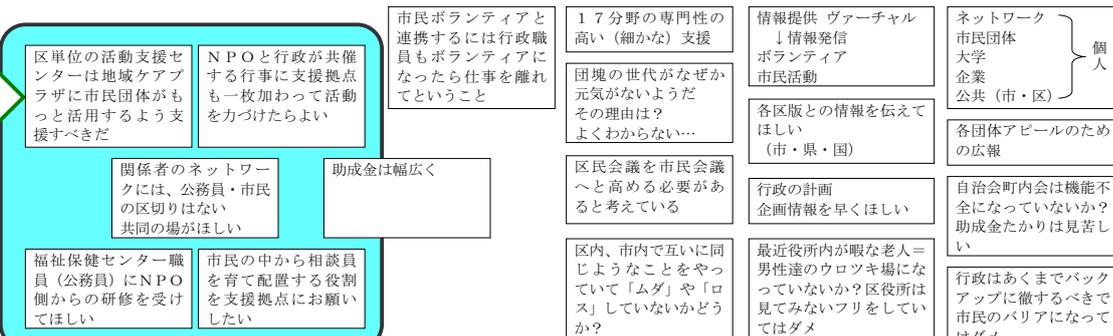
事業主体はだれ  
責任は

民間から行政（担当者）に研修を  
させていただきたい

情報共有（情報公開）

本当に支援になっているの？

助成金を出しても



## 個々の活動団体が求めている支援

助成金の活用方法などの周知

活動団体の団体情報の**広報**

活動団体の運営管理をお願いしたい

150周年記念事業をやりたいので、是非支援してほしい先につなげたい

事業に対する情報発信を、一般市民にも早めに知らせて欲しい(自治会)

活動場所の情報があったらいい

## 支援センターに望む

支援センターのPR・広報をもっと考えて欲しい

支援センターの存在がもっと市民にわかって欲しい(知らせて欲しい)

相談業務の専門性を望む

## 共同オフィス、エールカードについての意見

エールカード：メリットありました、これからも…

共同オフィス事業：場所、事業の進め方が良かった

行政は丸投げすることで逃げないように委託や指定管理ではない

市民活動にそもそも支援は必要なのか

## 活動の場

### 事務所

事務所(共同研修室付)が欲しい

活動拠点  
オフィス機能

### 活動場所

場所の提供  
地域センターの利用は、役所的でめんどくさい細かい、日時の限定

活動場所の提供

### 横浜ライセンス

交通費補助などライセンスカード所有者に割引サービス有とか

「横浜ライセンス」はもう少しPRと格付けUPを!

## 協働の拠点

### 区版・市版の関係

桜木町の市民活動支援センターは18区のセンターの「センター機能」を明確に担ってほしい

区版の活動支援センターとの連携の具体的な取組みを

### 広報

情報の集約

広報・HP

市民活動の広報

情報の公開

情報の伝達をすみやかに

### 政策提言

NPO 企業  
行政

ネットワークを活かした活動、政策提言のためのサポートをしてほしい

### 協働拠点

3つの事業を統括する持株会社のような「横浜協働拠点」を!

### ネットワーク

地域の連携、行政内の連携、市民内の連携を

福祉、子育て、男女参画、国際などの各分野の中間組織どうしがつながる場づくり

他団体とのネットワーク

いろんな市民活動をひとまとめにしないで、分野ごとにおいて専門的な支援・情報の集約をやったらどうか

桜木町の支援センターはさまざまな団体機関や人をつなぐコーディネート機能を専門性として高めてほしい

ボランティアさんのネットワーク作り

縦でなく同じ内容のもの(場所等)横の検索を、連絡を強くしてほしい

### 企業、行政のパイプ

桜木町のセンターは市民から区役所へ協働を提案する仕組みづくり(資金以外での)(県サポのパートナーシップルーム)

行政は企業とのパイプ役

企業との協働に向けた出会いの場(を作ってほしい)

### 人材、専門性

市民活動へのアドバイス(専門家)が必要

マネジメントの面では「人材育成」がポイント(専門家)

支援センターが新拠点の中心運営団体と行政とのモデル協働協定書を

## 活動資金

### 補助・助成金

助成金情報

補助金を各団体へ出せないのか

立ち上がりを(向こう1~2年)の助成金が欲しい

### ファンド

市民活動への寄附・資金づくり  
ファンドレイジングのための共同行動(しくみづくり)

### 審査

支援、特に助成に関する公正公平な審査を行政、専門家のチームで

## 新たな市民活動総合支援拠点に関するアンケート結果について

### 1 実施概要

- (1) 実施期間：平成20年7月9日（水）～平成20年8月20日（水）
- (2) アンケート内容：「新たな市民活動早々支援拠点について（骨子）」に対するご意見
- (3) 実施手法：①インターネット上での実施  
②市民意見交換会（7月9日・11日）での配付

### 2 結果概要

- (1) 回答数：4件
- (2) 主なご意見：

- ✚ さらに多様化した高度な地域市民活動の活性化支援と観点から趣旨には賛同。次の2点の機能強化が必要。①目的遂行の監視…市民の活動が高度化、多様化したか②一般納税者に利益が還元されているか…運用の透明度
- ✚ 趣旨に書かれている「市民」とは誰を指しているのか？多くの市民活動を精査すると、互いに牽制し合って十分な活動ができていない状況が多々見られる。現在の市民活動の問題点を整理し、その上で対応策を検討してから「支援」のあり方を模索すべきでは。
- ✚ 支援拠点という箱ものを作るのは大事だが、実際に使う市民の活動はいろいろあり、庁内の様々なセクションに関連している。是非庁内の関連セクション、横串を通して市民から見てわかり易い行政を見せてほしい。
- ✚ 行政の発想はすべからくパターン化、硬直化してしまっている。それを自覚しない限り、どんな委員会や審議会をいくつ作っても無駄だと思う。それ自体が目的化してしまっているのが現状。
- ✚ 行政は市民に何ができるか。行政が市民にできないことは何か。この峻別ができないで市民に向かって「意見を出して」と何度聞いても思ったような結果は得られないことに気づいてほしい。
- ✚ 行政が本気で市民活動の自立、自律をいうなら有志、有能な市民の邪魔はしないこと。活動資金が足りないとか活動拠点が無いとか愚痴を言って行政に不必要に頼るのは本来間違いであり、双方のためにならない。
- ✚ 市は区の状況を常に把握し、区と区の格差に注目、監視すべき。

- (3) 回答者の市民活動エリア（複数回答可）：

青葉区×1	磯子区×2	港南区×2
栄区×1	西区×1	市内全域×1

# 市民活動支援に関するヒアリングシート(特定非営利活動法人 市民セクターよこはま)

ヒアリングを実施させていただくにあたって、事前にヒアリングシートを用意させていただきました。大変お手数ですが、ヒアリングの前に団体としての意見・見解等をご記入ください。当日は、このシートを基にヒアリングを進めさせていただきたいと思っております。

質問	団体としての意見・見解
<p>① 横浜市の市民活動(団体)が抱える課題の解決に向け、貴団体では、どのような事業・取組を行っていますか。(取組の特徴や成果などを踏まえて記入をお願いします)</p>	<p>「暮らしに課題を抱える人」、「地域の中で活動していく上で課題を持つ団体や個人」、これらの団体や人が、自らの力を発見し、また高め合い、自ら解決していくことを支援する、市民セクターよこはまは、市民活動支援をしていく上でこうした基本的なスタンスを持ち、以下の取り組みを行なっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会～学び合い、提言する 地域の中の課題に常に直面して活動を行なう団体、ときに関連する行政部署や関係機関の参加を得て、交流し、学び合う場である。自らの活動の解決法のみならず政策提言も行なっている。</li> <li>・ 人材養成～伝えて広げてつくる人の輪 地域の中のコーディネーターを養成する取組みである。一般市民を対象としたものから、地域ケアプラザ地域コーディネーター、認知症キャラバンメイトなどの専門的知識を必要とする人まで幅広く行なっている。コーディネーター等を養成することでその方たちを通じて、さらにその先の人たちへ広がっていくことも意図している。</li> <li>・ コミュニティビジネス支援事業～実践者と共に感じ、自らが体験する 地域の居場所など暮らしのニーズにビジネス的な手法で応えていこうとする活動、ボランティアな活動から事業性を持った活動へ移行したい団体、または団塊の世代の地域デビューの一手法として、相談対応、交流会の実施、現場体験などを実施している。事業はCB実践者が参画するプロジェクトや研究会が中心となって行なうことをめざしている。</li> <li>・ 共同オフィス事業～生きた情報が集まり、団体が育ち合う場 団体が集積することにより、地域の課題や活動の悩み、また新しい地域の動きなど、生の声やニーズがリアルタイムに入ってくる。団体同士がこうした情報を活かし、学びあったり、他の市民活動団体の支援者となったりしている。このとき管理運営は、より多くの生きた情報が集まる場づくりを支援すること、支援機関、現場、連携したい団体等へ適切につなぐことが中心的な役割となる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域運営支援～地域の中の協働と、地域自らが問題解決することを支援する 地域の中の様々な団体が協働し、地域の問題を解決することを支援するための事業。具体的には、区内の町内会や市民活動団体等の調査と行政が地域を支援するためのカルテづくり、また地域社会の中の協働を進めるポイント集の作成などを行なった他、区が行なっているイベントづくりにアドバイザー的に関わっている。</li> <li>・ 第三者評価事業～市民活動団体が市民の目線で評価する、自治的な社会の一步を踏み出す 福祉サービス(保育所・高齢者施設・障がい者施設 など)・介護サービス事業所や指定管理者制度導入施設を対象として、サービスの質の向上へとつながる評価・調査を行なっている。また、ただ評価するだけでなく、現場での意見交換を通じて、事業所の職員自らが気づきを得られるよう心掛けている。</li> </ul> <p><b>共通した3つのねらい：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民同士が力を発揮し合う場づくり： 行政から市民活動団体への支援のみでは市民活動は真に自立した活動にはならないため、市民活動団体同士のつながりと学び合いの場づくりに活動の力点を置く(その際市民セクターよこはまは調整役、事務局となる)。こうすることで生まれる気づきや団体同士の育ち合いによって、団体自らがステップアップしていくことをねらいとしている。こうした取組みは団体の自律性を生み出しやすい。その上で団体同士では解決が難しい課題などについては専門家の力を借りて解決を支援する。</li> <li>②行政等との育ち合いのためのプロセス共有： 行政職員を招いた勉強会の開催や、事業等を企画・実施する際に、同じ事務局として協働によってたたき台を考えるなど、プロセスを共有することによって、行政職員と市民の育ち合いの機会が作り出されるようにしている。</li> <li>③現場ネットワークにもとづく政策提案： 学び合いを通じて得られた情報をもとに現在の仕組みや制度の改善点を検討し、政策提案を常に意識する。</li> </ul>
--	---

<p>② 現在の事業・取組を行う中で、新たに見えてきた課題、または解決できない課題には、どのようなものがあるとお考えですか。</p> <p>※③の回答もあわせて記述。</p>	<p><b>■1 「場所」の支援～市民活動団体の事務局拠点・事務局機能強化の支援</b></p> <p>①場所の支援を通じた事務局機能強化の支援が不十分：</p> <p>市版支援センター、区版支援センター、区社協、地域ケアプラザなど、市民活動に関わる施設は多く整備されてきたが、市民活動団体が真の力をつけていくための、<u>事務局運営基盤づくりのための支援</u>は十分に行なえていない。具体的には、拠点と事務局機能の支援である（事務局機能の支援は「財政の支援」で後述）。</p> <p>実例として共同オフィスがあるが、360万都市（NPO法人だけでも市内1000団体以上）においては不足していると考えられる。短い募集期間、年一回の募集といった現在の不十分な広報の状態でも、募集に対して2倍ほどの応募となっており、募集期以外の問い合わせも含めると不足しているのは明らかである。</p> <p>共同型事務所スペースの提供は、単なる場所貸しを越え、単独では広がりを持つことや学ぶことができないものを、団体が集積することで多くの力を創発させ、解決させていくことに特徴を持つ。また、<u>共同型事務所での経験は、広いネットワークや学び合いの力を持った団体（中間組織）を多く生み出すことにもなる。</u></p> <p><b>解決のためにできること：</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>市民活力の広がりの根っことなる共同型事務所の普及</b></p> <p>6年間の共同オフィス事業の成果は、事業に関わった人には認められているが、十分な成果の普及がみられない。事務所スペース、活動者の居場所の提供という市民活動の基盤を支援するという意味と、<u>‘中間組織育て’、‘地域における企画立案や調整能力の発揮’</u>という意味でも共同オフィスを新たに複数展開していくことが好ましい。少なくとも市内に方面別程度あるとよい。市民活動をしている場を常に、見ること、触れることは、新しく市民活動に参加するきっかけを生む。</p> </div> <p>参考：区域に設置する際には、これまでの共同オフィス事業の成果を活かすなど、市版センターとともに民主体の運営方法をつくりあげていく試みもよいのではないかと。</p> <p>②民間拠点を育てる支援がない：</p> <p>交流、相談、情報提供などの取り組みを行なう民間拠点がまちなかに出来つつある。区版センターが区に一つしかないこと、気軽に立ち寄れるような場になっていないこと、そして民の力を活かしていくことを考えれば、民間拠点を支援する制度や仕組みがあつてよいが現状はない。</p>
---	---

	<p><b>解決のためにできること：</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>民間拠点を支援する仕組みづくり</b></p> <p>事務所改装費だけでなく、市民活動支援拠点を育てる意味でも、事業費のみならず、事務局をバックアップできるような支援として、人件費、経費などへの支援が必要である。また利用者を変えた検証の仕組みと、区版センターとの人材の交流、相互理解が大切であり、そのため共同研修の仕組みが必要である。</p> <p>その他、民間拠点同士の学び合いの場も必要である（市民セクターよこはまは独自に試行中）</p> </div> <p><b>■2 「人」の支援に関する課題～2つの視点</b></p> <p>①市民・地域活動支援に関わるコーディネーター養成の仕組み・プログラムが不十分：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各支援機関職員の情報の収集、共有が不十分</li> </ul> <p>区域内諸団体、区版センター職員、その他拠点職員が同じ地域で活動しながら情報を共有できていない。コミュニティビジネス支援をはじめ、市レベルで行なっている支援を区レベルで担当する職員が知らない。そもそも各支援拠点の職員が、地域の活動団体や催し等の情報を十分に把握できていない。</p> <p>情報整理のための基盤を作り直す必要がある。また、目的があるときに会議を開くだけでなく、定期的に顔を合わせ、新しい発見や学びが生まれるような場をつくり出すことが必要である。またこれを行政主導ではなく、各拠点職員が主導する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区センターのコーディネーター養成の仕組み（位置づけ）が不十分</li> </ul> <p>講義形式による座学的なものに加え、ワークショップやグループワークで自らの気づきにつながる学びをプログラムすることで研修効果が高まること。その前提として、区センター職員のニーズを丁寧に引き出す必要があること。このような取り組みを行えば、主体的な学び‘自らが育つ’研修につながっていくものと思われる。このような「支援機関職員の主体的な研修づくり」を実現するには、現在の市版と区版の関係性を整理する必要がある。</p>
--	--

解決のためにできること：

**市民・地域活動コーディネーター養成の新しい仕組み・プログラムづくり**

- ・例えば区版センター職員研修で言えば、〔体験型〕で市版センターを経験したり、〔交換型〕で区版センター職員同士が職員を交換し学び合う、またこうした組み立てを職員自身が主体的に行なうことを支援するような試みが必要ではないか。
- ・区版センター職員の研修体制の根本的な見直しが必要である。例えば、区版の「支援権（支援する権利）」を市版が正式に持つ。そこでは市版センターは区版センターが自主的にプログラムを組むことをサポートする。

**②一人ひとりの市民への支援に関する課題～相談対応と交流：**

- ・市民が知りたいことにたどり着くことができる支援ができていない

支援機関の相談対応等の窓口を担当するすべての職員は、まず市内の各支援機関・拠点がどのような情報を整理しているのか、どのような支援をできるのかを把握し、即座に『適切な支援機関につなぐことができる状態』にしておく必要があるが、情報をあまり持っていないことが多い。

- ・市版、区版、小地域における支援の役割分担ができていない

「国際、人権など地域と結びつきにくい活動の支援」、「事業性を高めたり、専門的な支援が必要な場合」、「区域を越えて展開しつつある活動への支援」、「身近な地域のキーパーソンの紹介」など、どの地域レベルで何を支援すべきかの整理と、その共有ができていない。

- ・市域レベルで先導すべき新しいテーマについてほとんど議論がされていない

市域レベルで何に力を入れていくべきか、事業計画作成時に十分な意見集約を行なう必要があるが、十分に行なっていないのではないか。

解決のためにできること：

- ・窓口対応によって相談者の解決を図るという考えだけでなく、相談者の悩みを聴き、課題を整理し、そして解決できそうな団体、支援機関、専門家に適切につなぐことを基本とした支援体制をつくる必要がある。相談対応時の接し方・支援のスタンス、集まった情報を上手く使う方法など窓口対応に関する共通した研修が必要である。
- ・新しいテーマの発掘や企画については、プロセスを大事にするため、事業企画委員会など設け、ふさわしいメンバーを集めたり公募するなどして、市民主体で取組んでいけるよう丁寧に地道にコーディネートすることが必要である。

**■3 「財政」の支援に関する課題**

事業実施だけでなく事務局機能を育てるという視点がない：

団体が真にステップアップしていくためには、事業をうまく実施するための支援だけではなく、安定した事務局機能を育てる支援が必要である。現場で事業やコーディネートをする団体の事務局機能をUPさせることに着目した支援があまりない上に、その重要性についての認識が低い。単年度で終わってしまう事業の支援・評価ではなく、組織づくり・体制づくり（事務局人件費等）に重心をおいた支援・評価が必要である。

解決のためにできること：

- ・人を育てる財政支援という視点

事業費ではなく、人件費に十分な予算をつけることができるような助成金の仕組みが必要であり、これは、単に団体の活動を助けるということではなく、事業の質を高め、また人材を育てていく上で不可欠である。

- ・事務局を協働で担うという視点

行政が行なう事業であっても、事務局を市民活動団体に委託し協働で行うことによって、行政や市民活動団体双方の長所が活かされ、また蓄積されたスキルや経験が広がりやすくなる。

		<p><b>■4「情報」の支援に関する課題</b></p> <p>①知りたい情報を得るための情報の共有化ができていない</p> <p>各区や小地域の個性に合った支援や独自性を活かすことに重点を置きつつも、共通して持った方がよい情報とそうでなくてよい情報を整理する必要がある。そして、情報共有のためのデータベース作成が必要である。</p> <p><b>解決のためにできること：</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>共通のフォーマットを作成し、どの支援機関もネット上で同じ内容を開覧できるようにする。支援機関側にとって情報が整理され見やすくなるだけでなく、団体にとっても自らの自己チェックのような役割を果たすと考えられる。情報の更新が滞っているような団体には、現場を知る意味でも支援機関職員が出かけ状況を把握し、活動支援につなげること有効である。</p> </div> <p>②市民活動団体の説明責任を高めるための情報公開の啓発ができていない</p> <p><b>解決のためにできること：</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>活動するものにとって説明責任を高めるという視点で情報を公開していくことの重要性を啓発し、ホームページの作成支援をするなどが必要である。団体にとっても情報の公開は信頼を生み出すだけでなく、新しいつながりを生む。企業、行政等と連携していく上で不可欠な取り組みである。</p> </div>
③	②で示された課題を解決するために、どのような支援（事業）が必要であるとお考えですか。	②の項に記入。

④	<p>その他、ご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。</p>	<p><b>●1. 中間組織（市民活動団体）育て： ※「活かす」前に必要なこと！</b></p> <p>ステップアップしつつある団体が、自らの活動だけではなく、意識的に他の団体の相談に乗ったり、つなぎ役となったり、言い換えれば、中間組織的な活動になっていくことを下支えする機能が弱い。2003年ごろ以降の様々な市民活動支援メニューが行き届いていない盲点である。また、これを実現するためには、ステップアップしつつある団体が相互に高めあうことができる場所や機会を用意する必要がある。</p> <p>留意すべきこととして、‘中間組織を活用する’といった場合に、既存の古くから活動をしている、もしくは専門的になっている中間組織を第一に考えるというより、広いネットワークを持ち、育ちつつある市民活動団体（中間組織化）を支援することが、市民活力UPの基礎づくりとして重要ではないか、という視点を持つことである。またその方法としては、こうした条件に見合う団体を集積させる共同オフィスのような場を用意することが有効である。</p> <p>※中間組織とは：一団体が専門的な解決能力を持つというより、自らが取り組む課題や経験をより多くの人に伝え、学び合うことを重視していること、さらにネットワークを広く持ち、交流・連携や政策提案に強い感心を持つ団体のことを示す。</p> <p>※中間組織の変容：全国的な傾向として分野特化しない総合型の力は弱まりつつある。次の2つの傾向を持つ中間組織の役割が強くなっている。長年の経験と知識を活かし分野を特化しつつ、まちづくりの視点でつながり合うことの重要性を認識し行動している中間組織。もう一つは、意見収集、合意形成のための場づくり、プロセスづくりと言った協働型社会に通底するコーディネートスキルを持つ中間組織。これら2つが今後の市民活動支援において重要となると考えている。</p> <p><b>●2. 市民活動支援に対する行政の関わり方・協働の進め方</b></p> <p>・委託者の選定方法</p> <p>市民活動団体を、サービス提供者として事業実施主体を選考してしまいがちで、事業を計画する主体、新しい目標を作り出す主体であることの認識が行政側に弱い。委託先とともに考える姿勢が必要であり、また、提案者の創造性を活かすことができる仕様としておくことが重要である。</p> <p>また選考プロセスや選考結果が詳しく市民に説明されることが必要である。</p> <p>・事業開始後の協働の体制づくり</p> <p>事業開始後も現場の状況を組織同士で共有しあうことが必要であるが、それぞれの「忙しさ」や、「うまくまわっていただろう」が共有を妨げている。</p>
---	------------------------------------	---

また、事業途中にも役割分担だけでなく、中期ビジョンまでを含めた目標をつくるプロセスを共有する場を持つことを予め決めておく必要がある。

・ **事業評価の結果を翌年等の事業計画に活かし、またそれを途中で確認する仕組み：**

これまでの事業成果が翌年度や新しい事業に反映されにくい、つまり成果を反映した事業づくりや仕様書づくりになりにくく、またそれを十分にチェックできる機構を持たない。事業途中の早い段階で確認することが必要である。また、行政等との協働の体制について事業途中で第三者が評価を加えることは、事業をよりよく進めるため、また成果をどう残していくのかなどについて客観的な視点を得ることができると重要である。

● **3. 企業との連携**

イベントなど単発的には連携がとれつつあるが、交流止まりで双方のニーズを満たすまでには至らない場合が多いのが現状である。また市の関連部局（例えば経済観光局）との連携も弱い。

企業との連携を進めるための第一歩は、市民活動団体の情報を整理し、また公開性を高めること、企業側の広義のCSR（いわゆる社会貢献活動に留まらない公器としての役割を果たす取組）の情報を整理すること、そして次に企業としてそこで働く人のニーズを掘り起こし、マッチングさせていく機能を市版センターにつくり込むことである。

● **4. 創造的なテーマに乏しい～新しい価値を作り出すようなアクションがない**

これまでに行なわれてきた事業、もしくは事業の受け皿となり、「こなしてしまう支援」が多くなりがちである。新しいニーズ、力を生み出しそうなテーマを掘り起こし果敢にチャレンジする支援が必要である。また、こうした支援やアクションを行なっていく上でも、もともと義務ではないこうした取り組みへの評価の仕組みが必要ではないか。

進め方に関しては、例えば、市版センターなどがイニシアティブをとり、自主事業部会や企画部会などを市民活動団体が集まってつくれるよう調整し、そこで新しい企画やテーマを時間をかけて練る。実施にあたって自分たちだけでやろうとせず、より多くの団体や市民を巻き込んでいくため、テーマに合った支援機関と連携して行なうなどが考えられる。これは単に新しいテーマをつくることや事業を実施することが目的だけでなく、こうしたプロセス自体が、職員研修の場となり、市民活動団体の育ち合いの場となることを目的にしているのが特徴である。

# 市民活動支援に関するヒアリングシート(横浜市市民活動支援センター運営委員会)

ヒアリングを実施させていただくにあたって、事前にヒアリングシートを用意させていただきました。大変お手数ですが、ヒアリングの前に団体としての意見・見解等をご記入ください。当日は、このシートを基にヒアリングを進めさせていただきたいと思っております。

質問	団体としての意見・見解
<p>① 横浜市の市民活動（団体）が抱える課題の解決に向け、貴団体では、どのような事業・取組を行っていますか。（取組の特徴や成果などを踏まえて記入をお願いします）</p>	<p><b>(1)場の提供</b>—ミーティング、講座、作業のための「場の提供」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月 4,000 人の利用があり、研修室・会議室の利用率は平均 80% の利用となっている。</li> <li>・ 災害時・緊急時への対応を、スタッフ内で共有するとともに、救命救急講習や非難訓練などを実施。</li> </ul> <p><b>(2)情報提供</b>—ホームページ、メルマガ、情報紙による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページには、入手情報を可能な限り掲載し、頻繁に更新。メルマガを 1300 件月 3 回発行。これらの取り組みにより、横浜市内外の市民活動関係者・関心層に市民活動に関する情報提供と支援センターの周知が図られている。</li> <li>・ 情報紙の特集号を発行することにより、横浜に関連するタイムリーな問題提起や解説ができるようになった。</li> </ul> <p><b>(3)相談対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 08 年 4 月～7 月では、市民個人（232 件）からの相談より、市民活動団体からの相談（252 件）が上回る。その他、企業（19 件）、行政（30 件）等、さまざまな組織からの相談がある。</li> <li>・ こうしたコンサルティングや幅広い情報提供を必要とする相談に対応するため、非常勤スタッフを主とする相談体制から、常勤スタッフと非常勤専門スタッフが担う体制に変更した。その結果、問合せ以外の相談の 40% を常勤スタッフと非常勤専門職が担っている。</li> </ul> <p><b>(4)企業との連携事業</b>—クリーン大作戦、横浜のイベントをエコにするネットワークへの参加、みなとみらいサロン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センターから仕掛けたクリーン大作戦（花火大会でのゴミ分別呼びかけ、清掃活動）が 3 回目を迎え、企業、NPO、行政による実行委員会形式で運営し、参加者・団体ともに参加者は増えつつある。 ※参加者数：2006 年度 翌朝のみ実施（公募）300 人、 2007 年度当日（公募）130 人・翌朝（公募）430 人 2008 年度当日（学生スタッフ）50 人・（翌朝）450 人</li> <li>・ 花火大会での観客の反応もよく、ゴミ分別、散乱の回避が進みつつある。</li> <li>・ クリーン大作戦を契機に、横浜のイベントをエコにするネットワークが立ち上がり、他の花火大会や開港 150 周年記念イベントにも波及してきている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市ボランティアセンターと共催で、横浜市内の企業の社会貢献活動の情報交換の場として、5 月 28 日に「みなとみらいサロン」を開催した。企業 10 社、NPO 10 団体が参加があり、その中で、個々の NPO と企業と仲介する中間支援機関と企業の情報交換が重要だということになり、10 月には、企業と市民活動支援センター、社協等で第 2 回を開催する。</li> </ul> <p><b>(5)大学・高校との連携・若者の育成と地域活動参加支援</b>—NPO インターンシップ、夏塾ボランティアナビゲーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでも市内のほとんどの大学の教職員が協力して学生を募ってくれていたが、08 年度からは、数大学と提携して、大学のインターンシップのシステムに組み込む NPO インターンシップを開始できた。</li> <li>・ 高校生のボランティア活動への関心が高まり、横浜市内のボランティアエアポートとして県立高校への情報発信を行うことができた。</li> <li>・ 大学生、高校生の人材育成の機会となるとともに、若者の参加で団体も活性化している。08 年度のクリーン大作戦では、昨年の夏塾に参加した学生が学生スタッフとして大いに活躍した。</li> </ul> <p><b>(6)NPO のマネジメント支援</b>—人材バンク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年に 2 回程度開催する会計・税務、労務講座は、それぞれ 50 名を超える受講団体があり、講座の周知が契機となり、日常的な相談やアドバイザー派遣依頼（08 年度 4 件）へ結びつきは始めている。</li> <li>・ アドバイザーの養成に力を入れ、昨年度はアドバイザー対象の研修も実施し、今年度はなるべく多くのアドバイザーに派遣機会をつくり、NPO への理解を促してきた。</li> </ul> <p><b>(7)区版市民活動支援センターの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区版市民活動支援センターの機能を強化するために、研修や研究会を開催し、スタッフの力量を向上させるとともに、相互の情報交換や運営課題の共有化に努めてきた。</li> <li>・ 支援センタースタッフが、戸塚区、港南区などで区版支援センターの立ち上げに向けての検討に参加し、市民活動団体が主体的に支援センターづくりに関わることができるように協力してきた。</li> </ul> <p><b>(8)市民主体のまちづくりの支援</b>—ヨコハマ市民まち普請事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が主体となる地域まちづくりをすすめるための都市整備局の同事業を、市民活動支援センターから情報提供している市民活動団体等に広く周知し、掘り起こしが可能となった。</li> <li>・ 地域まちづくりや地域での活動の進め方など、相談対応や情報提供できるノウハウが支援センターに蓄積されてきた。</li> </ul> <p><b>(9)市民力発揮推進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団塊の世代をはじめとする多様な市民に活動の機会を提供するため、ライフデザインフェアへの協力や、企業と</li> </ul>
--	---

		<p>の協力を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区で団塊の世代を中心とした講座などが行われており、団塊の世代の地域デビューに関しては地域に密着した区版支援センターが支援するのが望ましいことから、市のセンターとしては、必要に応じて区や区版支援センターにアドバイスや情報提供などを行ってきた。</li> <li>昨年度は、団塊の世代の地域活動へのきっかけづくりとして、ボランティアの実行委員とともにそば打ち講座を企画し、定員（20名）を上回る申込みがあった。そば打ち等で集った方々を地域活動に具体的に誘う手法については検討を進めている。</li> </ul> <p><b>(10)市民活動におけるIT活用支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初は、PCサポート隊員を募り、市民活動にITを活用するためのIT講座や相談（ITサロン）を実施してきたが、今年度は、団体・グループのIT活用支援に力点を移そうということで、市内のITボランティアグループへの支援（講師の派遣や相談対応）や、ITボランティアグループ間の交流に力を入れている。</li> </ul>
②	現在の事業・取組を行う中で、新たに見えてきた課題、または解決できない課題には、どのようなものがあるとお考えですか。	<p>②</p> <p><b>(1)場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜木町徒歩数分という立地条件はいいものの、防音設備や空調設備など使い勝手が悪く、公開の事業には向いていない。</li> </ul>
③	②で示された課題を解決するために、どのような支援（事業）が必要であるとお考えですか。	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の再整備</li> <li>・研修室、会議室を安価でもいいので有料化する。</li> </ul> <p><b>(2)情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報量に対して、現在のホームページの構造ではわかりにくく、効率的な運営が難しい。</li> <li>・専門家（業者）に依頼して、ホームページを初めとした情報システムを再構築する。</li> <li>・一般市民やボランティア活動に関心がある層に向けたきめ細かい情報は、情報紙では区版支援センター等区の施設や機関に委ね、市版センターはHPの充実で対応する。</li> <li>・市版支援センターとしては、広域的・普遍的な視野で、横浜における懸案課題（中長期的な課題も視野に入れる）を把握し、問題提起や解決策の提案等を行う機能を拡充する必要があり、発行物も専門化が必要である。</li> </ul>

		<p><b>(4)企業との連携事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援センターへの企業からの相談等は増えているが、NPOとの連携を具体化するまでには、相互の信頼の醸成も含めて時間がかかる。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間をかけて、モデルとなるような事例をつくりだすためのモデル事業の試みが必要である。</li> </ul>
		<p><b>(5)大学・高校との連携・若者の育成と地域活動参加支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの大学で、インターンシップの仕組みが違っており、コーディネートする支援センターと、複数の大学から学生を受入れる団体の負担が大きい。</li> <li>・大学生や高校生が、「単位になるから」「成績につながるから」という理由で、ボランティア活動に参加するようになり、ボランティア本来の自発性がゆがめられつつある。またこうした動機の学生が参加することで、受入れる団体にも迷惑がかかる。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOインターンシップのやり方を改善しつつ、横浜市内の大学が共通のシステムを採用する横浜NPOインターンシップの実現を目指す。</li> <li>・大学や高校といった教育機関が、学生のボランティア活動にどのように関与すべきか、大学等と協働で調査を実施し、今後のあり方について提言をまとめる。</li> </ul>
		<p><b>(6)NPOのマネジメント支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単発的なアドバイザー派遣では、日常の経理事務や労務のスキルを獲得することができない。</li> <li>・一定期間継続的に支援できる仕組みや、経理事務や労務の経験者を発掘して団体に斡旋するような仕組みが必要である。</li> <li>・支援拠点におけるコンサルティング機能を一層高めること。（コンサルティングできる人材の雇用、コンサルティングできる団体の確保）</li> </ul>
		<p><b>(7)区版市民活動支援センターの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習支援センターがあまり機能していない区は、生涯学習支援センターとの統合型で区版支援センターをつくってもあまり機能しない。</li> <li>・行政直営であることが多く、市民活動に柔軟に対応することが難しい。</li> <li>・専門性が求められていない。（スタッフの採用など）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政直営による限界も指摘されており、区版市民活動支援センターの今後の在り方を見直し、民間性と専門性を高める必要がある。</li> <li>・その際には、「市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン」（2005年6月改訂）にうたわれているように、「運営は原則としてNPO等市民活動団体が担う」ための環境整備をはかる方策を検討する。</li> </ul>

		<p><b>(9)市民力発揮推進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団塊の世代を対象とするも、肝心の団塊の世代はまだ仕事についていることも多く、つかみどころのない存在である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団塊の世代を対象を絞らず、あらゆる世代の地域への参加を促すような事業を、企業や大学など他セクターとの連携で実施する。</li> </ul>
④	<p>その他、ご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NPOと行政による協働による事業運営方式の創出を 現在は、運営委託+協働協定書の2本立てによる契約方式を締結しているが、これは暫定的なもので例えば協働協定書に仕様書を付けた協働契約方式を編み出すなど、市民活動団体と行政による協働による契約方式をモデル的にでも生み出す努力を双方で追求すべきである。</li> <li>○ 市民活動施策の提言機能の位置づけを 市民活動施策は、行政が委員会等の中で組み立て実施するだけでなく、市民活動団体との緊密な関係の中における様々なニーズや動きに対応しつつ、組み立て、実施に移す必要性が高い。現場性を強く持つ支援センターのような中間視線組織が、ネットワークよく動きながら把握される課題を調査、検証する作業を通して、市民活動施策を提言できる事業を予算化する。</li> <li>○ 分野横断的に課題解決をはかる市民活動の支援施策の創出を 市民活動は、防災、福祉、まちづくり、環境保全、国際交流、コミュニティビジネス起業など多岐にわたる分野の行政セクションと深く関わりを持ってきている。今後は、市民活動団体相互、行政部局相互が横につながりながら、単独では解決困難な課題解決をはかっていく必要性が強まってきており、そうした団体や分野を横断する事業や活動に積極的に取り組む環境整備をはかる。</li> <li>○ 市民活動支援拠点の連携を 市民活動の支援拠点として機能している施設は、市域では横浜市市民活動支援センター、横浜市ボランティアセンター、男女共同参画センター等、また、各地域ごとには、区版支援センター、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザなどがある。こうした市民活動の支援拠点をもつ施設間でお互いの役割を確認しあい、連携することで、市民活動に対する総合的な支援力を高める工夫をするべきである。</li> </ul>	

## 市民活動支援に関するヒアリングシート(横浜市民活動推奨協議会)

ヒアリングを実施させていただくにあたって、事前にヒアリングシートを用意させていただきました。大変お手数ですが、ヒアリングの前に団体としての意見・見解等をご記入ください。当日は、このシートを基にヒアリングを進めさせていただきたいと思っております。

	質問	団体としての意見・見解
①	横浜市の市民活動(団体)が抱える課題の解決に向け、貴団体では、どのような事業・取組を行っていますか。(取組の特徴や成果などを踏まえて記入をお願いします)	市民活動を活性化させる使命を帯びた組織としてのエールカードの発行事業は、市民活動の信頼性を第三者として証明することにより、それぞれの団体にとって固有の価値が生まれ、その団体の活動の成果を上げる貢献を果たしていると思われる。よって、エールカードを普及するために、説明会・研修会・審査等の事業を開催することを通して、信頼性の高い事業への努力をしている。また、カード事業の品質を点検すると共に、改善を図るために必要な、交流会や現地視察を通して、課題の解決に努力している。導入団体が抱える問題は、具体的には人材・資金と精神的支援であると思われる。特にエールカード事業は、精神的支援としての、インテリジェンス・ファンドといえる。
②	現在の事業・取組を行う中で、新たに見えてきた課題、または解決できない課題には、どのようなものがあるとお考えですか。	組織誕生の過程や組織の特殊性による多くの課題を負ってきた。特に、次の課題が解決できない。 ①団体の課題。事業の執行体制の未成熟さによるものと、役員の市民としての責任感の希薄さが認められる。 ②行政との関係。協働のタテマエとホンネが錯綜していたケースであると認めざるを得ない。そもそも、市職員の発案に市民が応援した経緯であり、主体者が見えにくくなったこと。 ③エールカード導入の団体や保有者とのコミュニケーション不足がある。日常的な点検や支援が十分に施せる人材の不足と自主財源の不足である。 以上の課題は、非営利組織の抱える課題に共通する問題でもあり、大いに検討し解決の努力を必要とするであろう。しかしながら、エールカード導入団体の声は、組織関係者に意欲と勇気を与えることがある。それは、活動の成果が、導入を通して成果があったことの報告である。一方、カードを保有している市民個人にとっては、必ずしも団体の評価とは一致しているのではない。カードの持つ価値が活かされていないことがあげられる。
③	②で示された課題を解決するために、どのような支援(事業)が必要であるとお考えですか。	協働の組織は、どちらも自立した組織において達成されることである。主体的な組織としての意識が乏しく、行政への依存や間違った過剰な期待を持つことのないようにしなければならない。特に、助成金は事業への支援であることが理解されていないことが多い。組織そのものを健全に維持し成長させる組織の自主財源力に負うところがある。行政は、そのことが十分理解された上での協働を考えることも必要かと思われる。

④	その他、ご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。	市民が市民の自主的な活動を評価して、形に表現する形式は、これまでのわが国に存在しなかったものである。最近行われている、まち普請事業は、類似の事業であり、行政内部の縦割りから生じた、親の違う異母兄弟のような存在であろうか。行政内部での、市民との協働関係を統一の取れた形にならないものであろうか。特に、市民活動の現場と言われる地域社会への啓発・広報の遅れは否めない。自治体機能の隅々まで、行政の協働施策が共通の価値であることを前提に、戦略的に今後はとらえなければならないであろう。市民にとってのカウンターは、担当部局ではなく、横浜市というブランドにある。市民レベルの視点から行政側も捉えなおしてもらいたい。
---	-----------------------------	---

## ○ 横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）

（平成11年3月 横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提言）

### 1 目的

市民活動と行政が協働して公共的課題の解決にあたるため、協働関係を築く上での基本的な事項を定め、公益の増進に寄与することを目的とする。

### 2 市民活動の定義

ここでいう市民活動とは、

- ① 市民が自主的に行い参加が開かれている活動
- ② 営利を目的としない活動
- ③ 幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な活動

をさし、政治活動及び宗教活動を主たる目的とするものを除く。また、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものは除かれる。

### 3 協働の原則

市民活動と行政が協働するにあたっては、次の6つの原則を尊重して進める。

#### （1）対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となる。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となる。

#### （2）自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）

協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分生かすことが大切であり、市民活動の自主性を尊重することが重要な視点となる。

#### （3）自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要である。依存や癒着関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなる。

#### (4) 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）

相手の本質を十分認識し、理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことである。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができる。

#### (5) 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものである。まず、協働の目的が何であるかを双方が共通理解し、確認しておかなければならない。

#### (6) 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要である。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件である。

### 4 協働の方法

協働の6原則を基本に、行政は市民活動との協働を積極的に進める。以下はその具体的方法である。

#### (1) 補助・助成（市民活動が主体となる公共的事業に対し、資金の援助を行うこと）

「補助・助成」は基本的に社会的役割を果たす市民活動に対し、その自主性を尊重しながら行うべきであり、選定基準や方法の明確さや透明性が求められる。また、市民活動と行政の関係のレベルに応じ、市民活動の自立化を促進するための配慮が必要となる。

#### (2) 共催（市民活動が主体的に行う事業に対し、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施するもの）

「共催」は双方の発意に基づくものであり、「共同運営」と言い換えることもできる。協定書等を交わすことにより、市民活動と行政の役割分担を明確にし、それぞれが役割に応じた責任を果たし、対等な立場でそれぞれの特性を生かして進めることが前提となる。

#### (3) 委託（契約規則等に基づき市の事業等の実施を委託するもので、市民活動が相手方となる場合）

委託は、本来行政責任において行われるべき事業であるが、委託業務が実施されるにあたり、市民活動がその技術や専門性などの特徴を発揮できている事例もあるので、市民活動の活発化を促すことのできる協働の方法の一つとして取り上げる。

#### (4) 公の財産の使用（市民利用施設の優先利用等をルール化する）

市民活動推進にあたって、「場」の確保は重要な要素である。行政は既存施設の有効利用も含め、市民活動の利用できる施設の整備を積極的に行うべきである。同時に、公共的課題の解決にあたる活動に対する施設の優先利用や定期利用等について、明確で開かれたルールを協働して作っていくべきである。

#### (5) 後援（市民活動が主体的に行う事業に対し横浜市後援名義の使用により精神的支援を行う）

行政等による信用の付与が、市民活動にとって地域での信頼や支持を得ていくうえで大きな意味のある場合もあり、幅広く的確に対応する。

#### (6) 情報交換・コーディネート等（検討会・協議会の設置、広報紙の発行等により、情報交換や共同事業のための検討等を行う）

市民活動と行政とはよりよい地域づくりのため双方のもつ情報の交換により、それぞれの事業の質を高め、協働して市民への情報提供をすすめることが重要である。

※ なお、市民活動と行政が、公共的課題の解決に対して、ともに行動しようとするとき、(1)から(6)の具体的協働に加えて、あるいはその準備段階として日常の情報交換等が重要な役割を果たすことも多く、その役割の重要性について認識するべきである。

### 5 公金の支出や公の財産の使用における必要要件

市民活動と行政とが具体的に協働をすすめる上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をするときには、その適正さを担保するために、以下の3要件を満たすことを必要とする。

また、外郭団体を通じて間接的に財政的なサポートを行う場合もこれに準ずることが必要である。（なお、外郭団体の自主財源による自主事業は除く。）

#### (1) 社会的公共性があること

社会的公共性のある市民活動とは、幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う活動を指す。但し、その活動において政治活動、宗教活動及び特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものを除く。

#### (2) 公費濫用を防止すること

市民活動との協働においては、市民活動の特性が生かされるよう柔軟な対応が必要であるが、一方、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用について、適正かつ効率的な執行が求められるため、公費濫用の防止として、公金等の使途に対する財政的監督が必要となる。

協働対象の公正な選定、市民活動と行政の関係の明示、公金の支出や公の財産の使用に関す

る活動内容などの報告、行政側による交付の取消・返還権の担保、疑義ある時の措置等が必要である。

また、納税者の立場から公費の濫用を防止するためにも「市民と行政がともに監視」していくことが要請される。

### (3) 情報を公開すること

協働にあたっては、市民活動と行政はともに、その基本的情報を社会に開示して、市民が誰でもその情報に接して内容を確認することができるようにしておく必要がある。市民活動については、規約、役員名簿、事業計画及び予算、事業報告及び決算等、その組織や活動内容についての情報を公開することが必要である。行政においては、協働をすることを決定し、実施すること等を記録した公文書、施策に関する情報など行政情報の公開が必要である。さらに、市民活動と行政との関係を示す情報についても公開する必要がある。

また、これらが効果的に行われるためには、情報を公開するための場を行政が提供し、市民が閲覧できるようにする。

このような情報公開により、社会全体の市民活動及び市民活動と行政の協働関係に対する信頼関係を構築することができる。

## 6 協働の担保

「横浜コード」を踏まえた協働を担保し、その推進を図っていくために、市民活動と行政との協働が適切になされているかどうかを監視し、コードの維持・調整を行い、さらに時代の要請に沿って、不断に見直しを行っていく必要がある。

そこで全市レベルにおいて、必要な事項について議論し、関係者に対し意見具申等をする市民・有識者からなる第三者的機関を行政が設置し、各事業レベルにおいても、対象となる団体・事業等の選定、協働の検証等を公正に行う。

なお、第三者的機関については、制限任期制により委員の固定化を防止するなど、機能が適切に果たされる手立てを講じておく。

### (1) 全市的委員会

この委員会では、次のことを行う。

- ① 市民活動と行政との協働に関することの全般的な検討と市への意見具申
- ② 横浜コードについての疑義への回答、解釈の提示、改正等への意見具申
- ③ 事業別委員会からの報告受理、見解等照会への回答
- ④ 横浜コードの運用に関しての市民からの意見・質問に対する、調査、報告、意見具申

### (2) 事業別委員会

公金支出を伴う協働による事業毎に、協働の対象の選考等を行う事業別委員会を設置することができる。ただし、事業毎ではなく、分野毎・局区毎など状況に応じて設置することも考えられる。

また、公の財産である市民利用施設毎にも同様に設置することができる。

## ○横浜市市民活動推進条例

制 定 平成 12 年 3 月 27 日横浜市条例第 26 号  
最近改正 平成 17 年 3 月 25 日横浜市条例第 46 号

市民のニーズが多様化、個別化する中であって、より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動のみならず、地域住民組織の活動をはじめ、ボランティア活動など非営利で公益的な市民活動も加えた多様な主体によって地域の活動が担われる多元的な社会への展開が必要とされている。

市民活動は、自発性、柔軟性、独創性といった多くの特性を持っており、本来自主的、自立的に行われるものであるが、一方で市民活動と行政とが互いにその長所を認め合い、適切なパートナーシップの関係を築き、協働した活動を進めることが求められている。

こうした協働に当たっては、その活動内容などが市民に開かれていることが重要となってくる。

横浜市はこうした市民活動を市民の理解のもとに推進し、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すためこの条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定め、横浜市（以下「市」という。）及び市民活動を行うものの責務を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

### (市の責務)

第 3 条 市は、市民活動の推進に資する施策により、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

### (市民活動を行うものの責務)

第 4 条 市民活動を行うものは、その特性を生かしながら活動を行うとともに、活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

### (協力して事業を行う場合の基本原則)

第 5 条 市民活動を行うもの及び市は、協力して事業を行うに当たっては、次に掲げる基本原則に基づき事業を進めるものとする。

- (1) 市民活動を行うもの及び市は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 市民活動を行うもの及び市は、当該事業について目的を共有するとともに、その情報を公開すること。

(3) 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重すること。

#### (市の施策)

第6条 市は、市民活動を推進するため、情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。

#### (基金の設置)

第7条 市民活動を行うものに対する市民、事業者等による支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、市民活動を行うものに対する財政的支援を円滑に行うことにより市民活動の推進を図るため、横浜市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第8条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

#### (管理)

第9条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

#### (処分)

第11条 基金は、その目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### (事業報告書等の提出及び閲覧)

第12条 市民活動を行うものは、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて事業を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市民活動を行うものは、前項の事業が終了したときは、規則で定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民活動を行うものに報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

4 市民活動を行うもの及び市長は、規則の定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

#### (横浜市市民活動推進委員会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市民活動の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第14条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民活動を行うものの代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

# 中間組織に対する行政の支援のあり方について（意見具申）概要

横浜市市民活動推進委員会

## ●横浜における中間組織のこれまでとこれから

### これまで

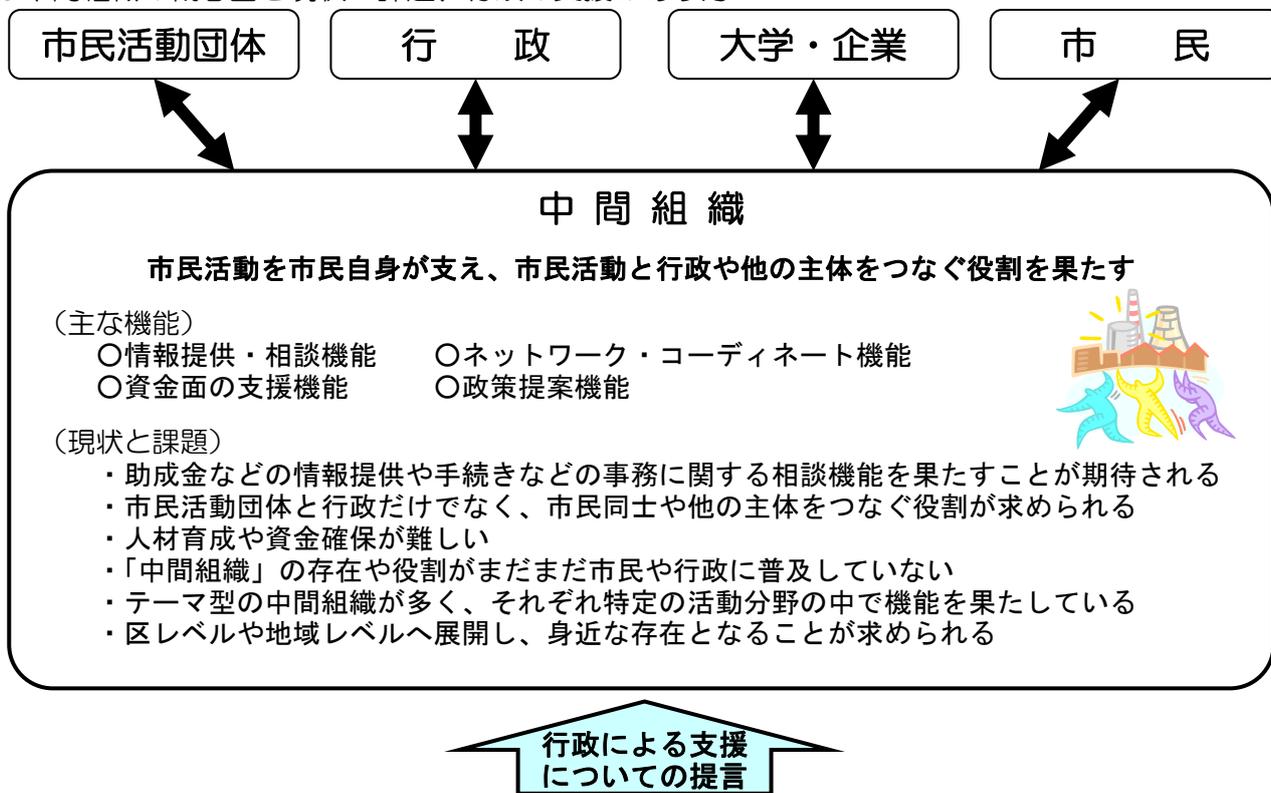
市民が身近な地域課題の解決のために自主的に取り組む中で、市民が自ら作り出してきた活動を市民自身が支えるという新しい段階を迎えました。  
**中間組織の存在と果たす役割が大きな注目を浴びるようになってきたのです。**

### これから

民間主導の中間組織が多様な形で増え、市民主体の活動を活性化させ、協働による地域課題の解決の推進役となることを期待しています。**横浜市の基本構想（長期ビジョン）で目指している「市民力の発揮」の実現に向けても、大きな役割を果たすことが期待できます。**

大学や企業と市民活動との交流を進め、民間主導のゆるやかな連合体（コンソーシアム）を形成し、市民活動を支援するというのも中間組織の一つの形として考えられます。

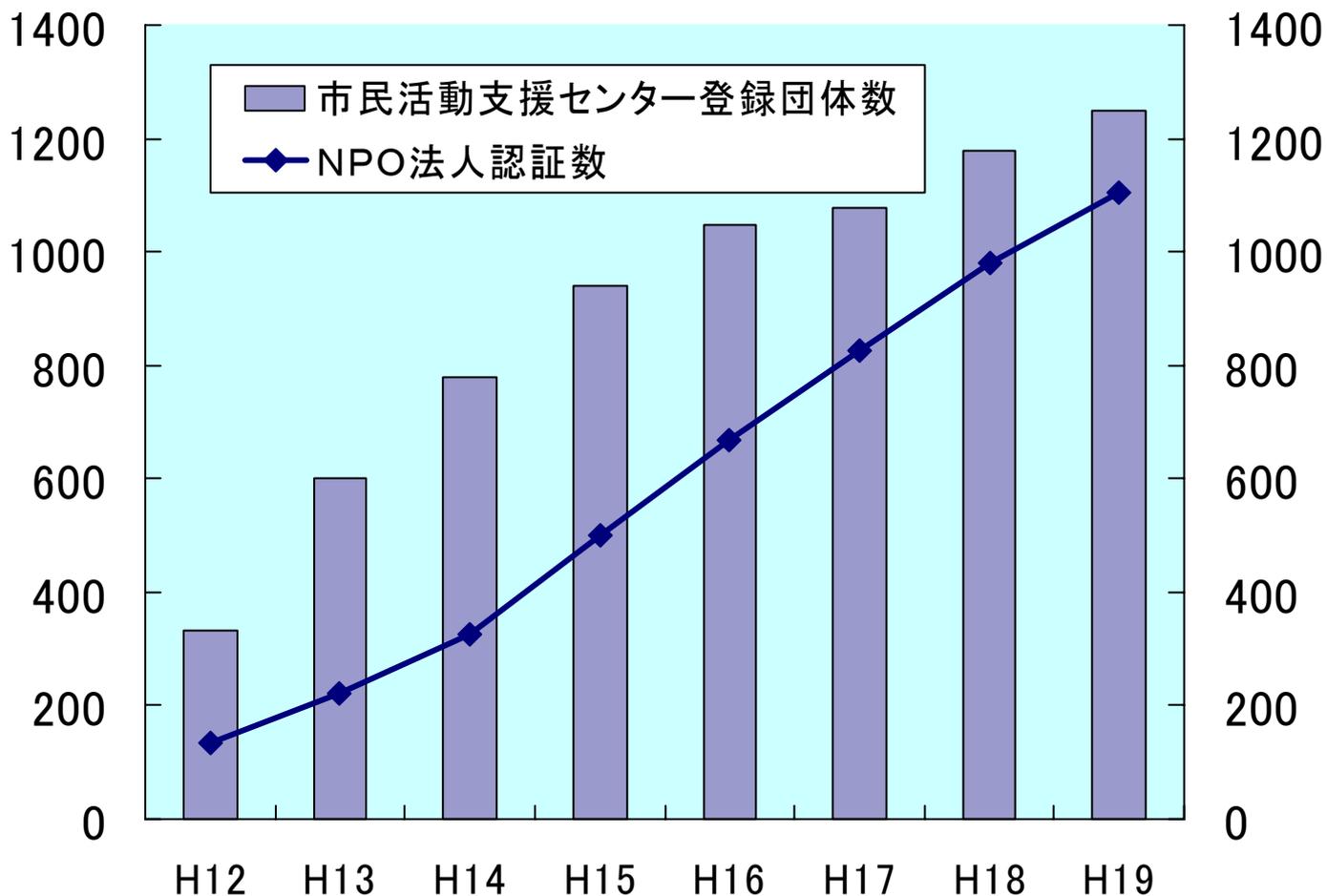
## ●中間組織の概念図と現状・課題、行政の支援のあり方



### 支援のあり方

- ・ 中間組織と行政との協働によって市民活動支援のための相談事業や交流事業を行い、中間組織の認知度を高める
- ・ 市民活動支援センターが情報提供などの多様な機能を担い、中心となって中間組織の連携、ネットワークを強化する
- ・ よこはま夢ファンドの推進など、市民や企業の寄附文化の醸成を進める
- ・ 行政職員が市民活動団体や中間組織を理解するため、一市民として自らが地域で市民活動に参加する
- ・ 地区センターなどの公共施設では民間主導の市民活動の拠点との連携を進め、中間組織が市民活動団体のネットワークをつくれるよう、市民活動支援の視点から施設運営を行う

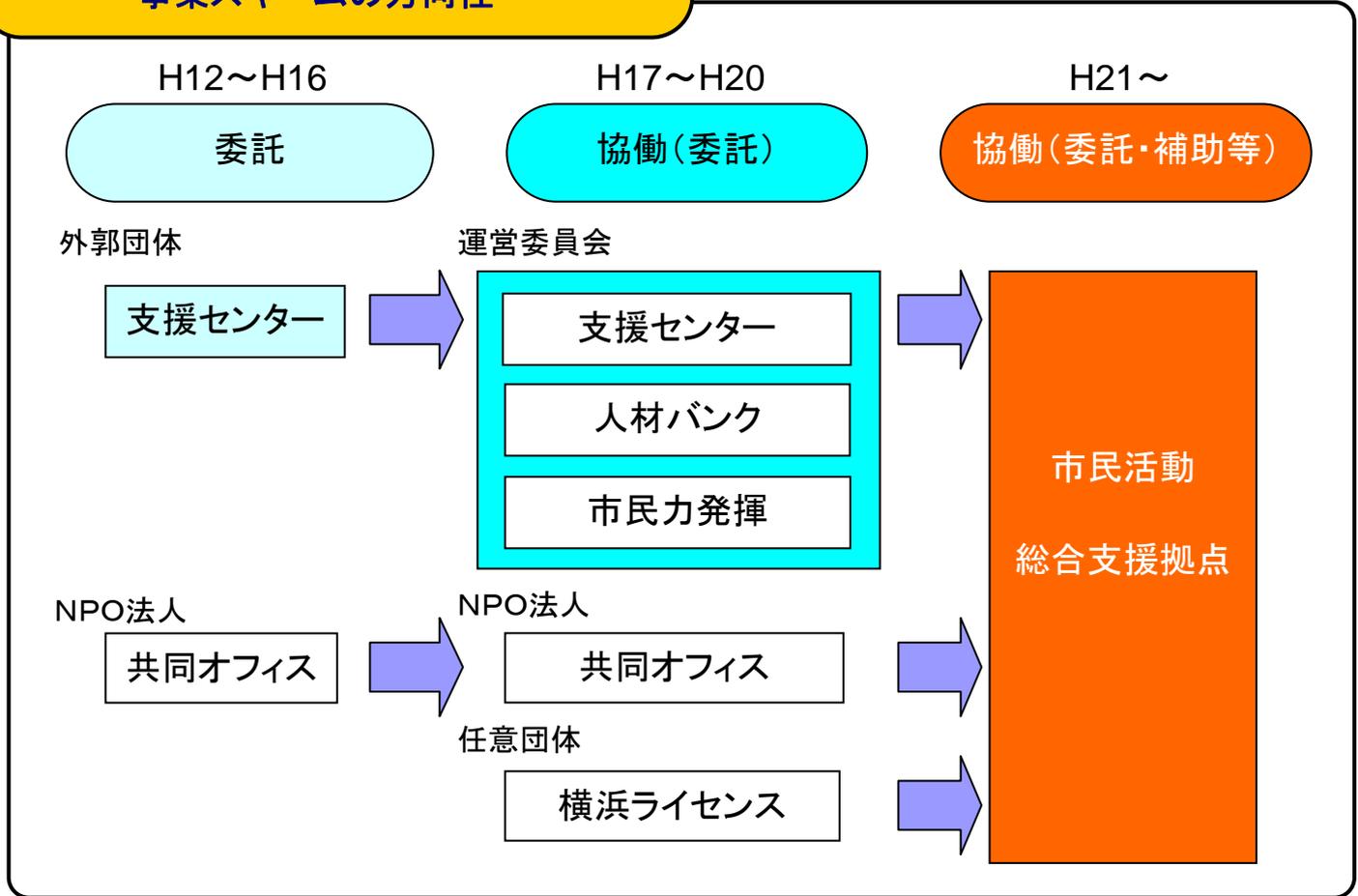
### 横浜市内NPO法人認証数等の推移



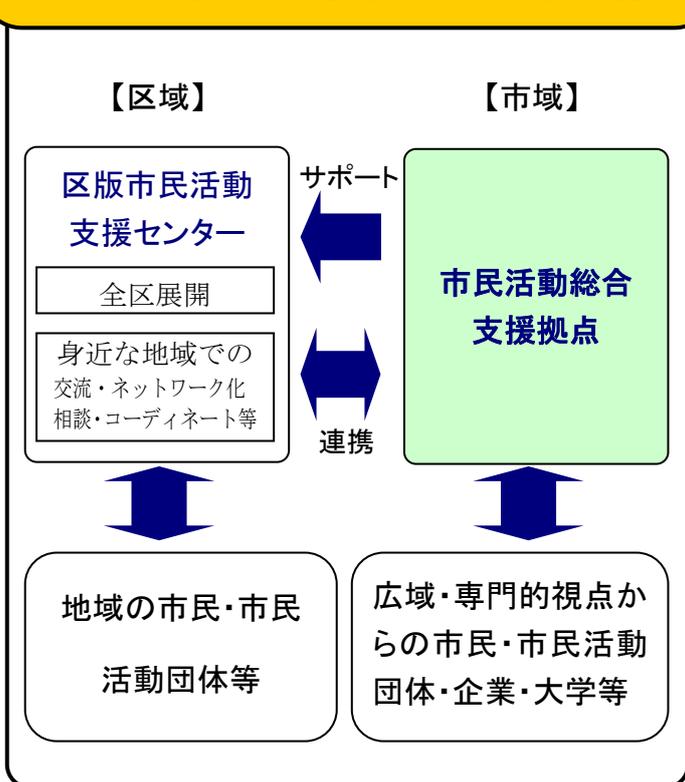
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市内NPO法人 認証数(神奈川県 認証と内閣府 認証の合計)	135	220	327	500	669	826	981	1,106
市民活動支援セ ンター利用登録 団体数	332	600	778	940	1,049	1,077	1,179	1,249

＜補足＞新たな支援拠点への機能の集約と再編

事業スキームの方向性



区域と市域の支援機能の役割・連携



事業の担い手と行政との新たな協働関係の構築

